

国立国会図書館のデジタル アーカイブ事業 ～資料デジタル化を中心に～

国立国会図書館 電子情報部 電子情報企画課

徳原 直子

電子情報サービスの概要

情報資源の蓄積

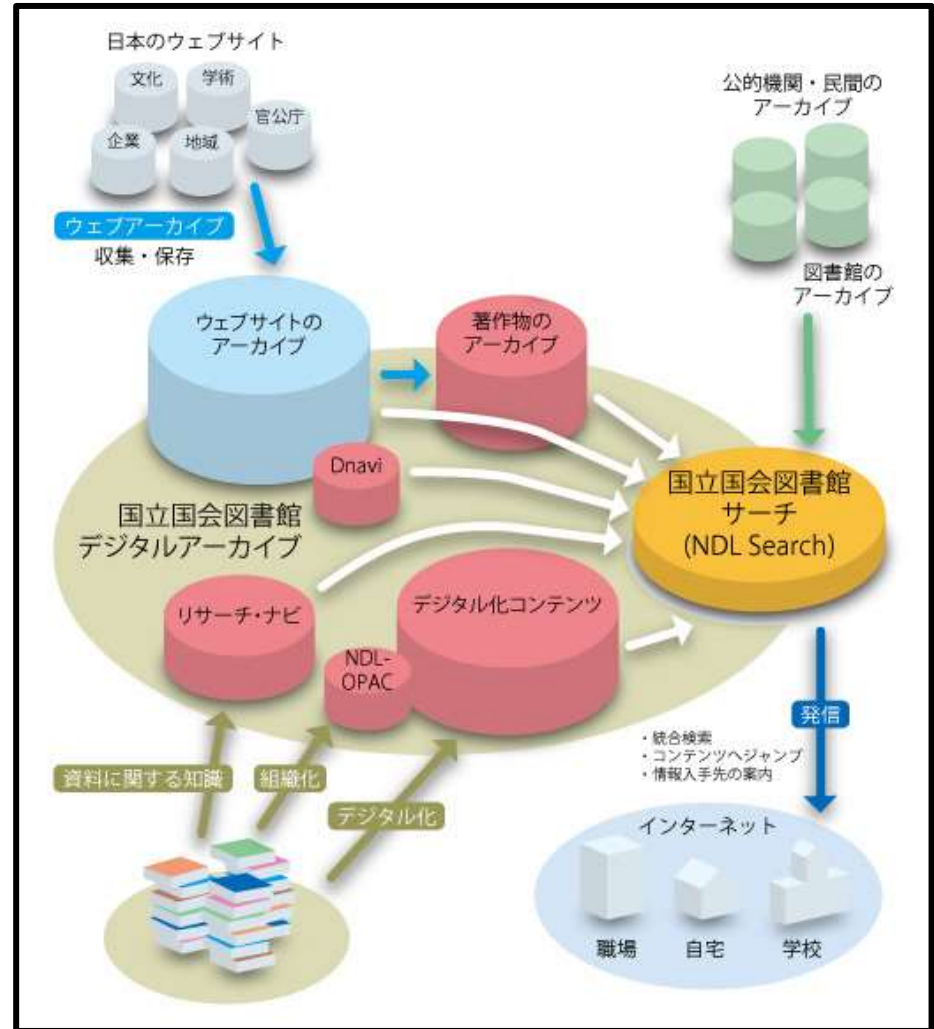
(デジタル化資料・インターネット資料等)

情報発信・検索機能

(リサーチ・ナビ、NDL-OPAC等)

ポータル機能

(NDLサーチ)



今日お話しすること：

国内デジタル資源の収集

- インターネット資料収集保存事業（WARP）
- オンライン資料収集制度（eデポ）

資料デジタル化事業

- 資料デジタル化の経緯、予算、仕様
- 基本計画！

デジタル化資料の提供と利活用

- 国立国会図書館デジタルコレクション
- 図書館送信の現況

ナショナルアーカイブの構築

- 国立国会図書館サーチ

国内デジタル資源の収集

国内デジタル資源の収集

インターネット資料収集保存事業（WARP）

<http://warp.da.ndl.go.jp/>

- ウェブサイトの収集・保存・提供



オンライン資料収集制度（eデポ）

- インターネット等で出版（公開）される電子情報で、図書または逐次刊行物に相当するもの（電子書籍、電子雑誌等）

インターネット資料収集保存 (WARP)

- 国立国会図書館法第25条の3・著作権法第42条の4に基づく収集（平成22年4月～）
国の機関、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人等
地方公共団体、地方公社等
- 私立大学や国際的・文化的イベントのウェブサイト等は、発信者の許諾を得て収集

メタデータ

番付ID	00000009479
タイトル	経済産業省
公開者(出版者)	経済産業省
起点URL	http://www.meti.go.jp/
過去の起点URL	http://www.meti.go.jp/ http://www.meti.go.jp/index.html
コレクション	国の機関
NDL資源タイプ	サイト

保存したウェブサイトを見る

全108件

保存日 (承認的識別子)	本文検索
http://www.meti.go.jp/	
2014/03/01 (info.ndl.jp/pid/B433525)	
2014/02/03 (info.ndl.jp/pid/B422823)	
2014/01/07 (info.ndl.jp/pid/B406624)	
2013/12/01 (info.ndl.jp/pid/B380059)	
2013/11/01 (info.ndl.jp/pid/B338629)	
2013/10/01 (info.ndl.jp/pid/B315894)	
2013/09/01 (info.ndl.jp/pid/B296268)	
2013/08/01 (info.ndl.jp/pid/B282539)	
2013/07/01 (info.ndl.jp/pid/B231857)	
2013/06/04 (info.ndl.jp/pid/B220089)	
2013/05/08 (info.ndl.jp/pid/B205948)	

保存日をクリックすると、その当時のウェブサイトが見られる

2004年12月21日

2009年2月3日

2010年4月1日

2012年4月2日

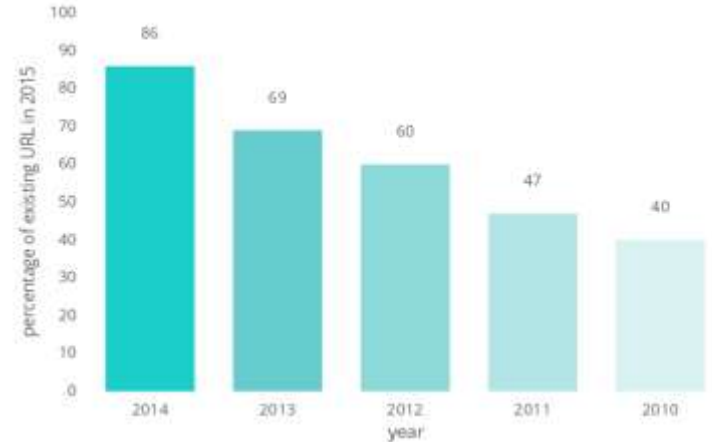
2013年6月4日

2014年3月1日

インターネット資料収集保存 (WARP)

(意義)

- ◆ ウェブサイトは更新されやすく、サイト自体が消滅することもある
(国の機関のURL残存率調査⇒)
- ◆ 従来、紙媒体で出版されてきた資料が、ウェブサイト上だけで公開されることが増加
- ◆ インターネット上にしかない情報が増加



➡ これらが消えてしまった後にもアクセスできるよう、ウェブサイト
を収集して保存

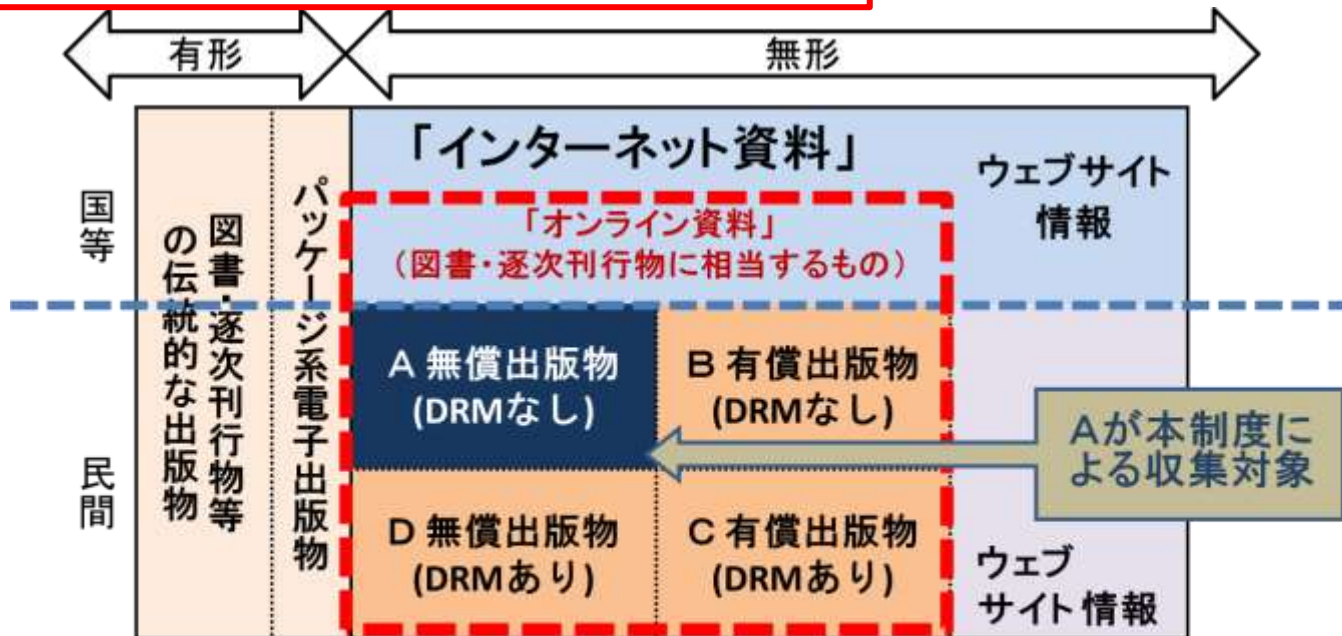
(提供方法)

- ◆ 国立国会図書館の館内で閲覧可能
- ◆ 発信者の許諾を得たものはインターネット提供
- ◆ 発信者の許諾を得たものは全文複写サービスを提供

オンライン資料収集制度（eデポ）

- 図書・逐次刊行物に相当するもの⇒「電子書籍・電子雑誌」等
- 国立国会図書館法第25条の4・著作権法第42条の4に基づく収集（平成25年7月～）
- 私人（民間）の発行者に納入義務（公的機関のものはWARPで収集）
- 当面、無償かつDRMがないものを対象

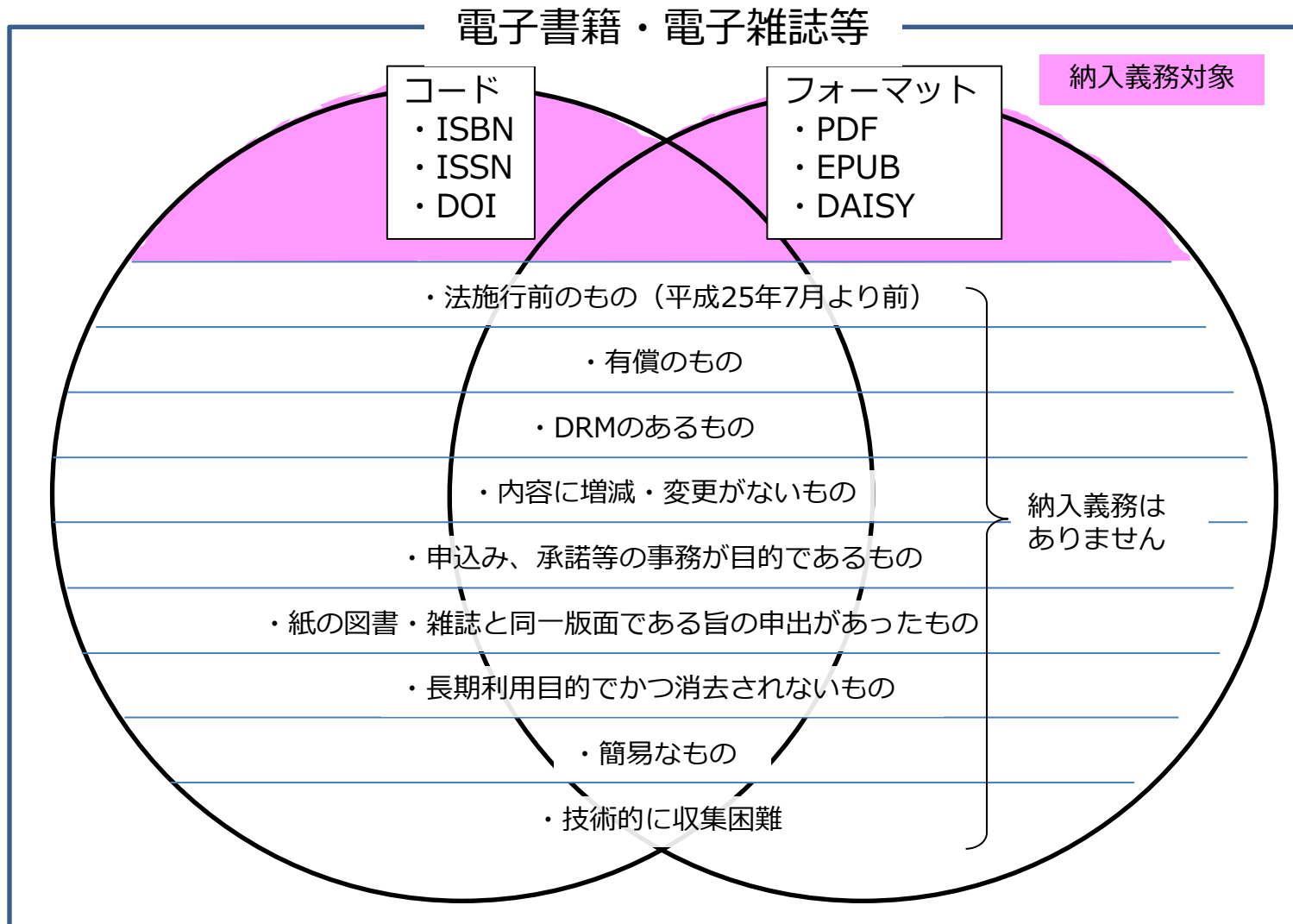
有償のものは、平成27年12月から実証実験を開始



■ = 国立国会図書館法（館法）24条、24条の2、25条に基づく収集

■ = 館法25条の3に基づく収集 ■ = 館法25条の4に基づく収集

オンライン資料の納入義務対象～概念図～



オンライン資料の納入方法

三つの方法があります。

①自動収集

題名、作成者、出版者、出版日、URL等をフォームでお知らせいただき、国立国会図書館がアクセスして収集します。

国立国会図書館関西館



オンライン資料の公開ページ



②送信

国立国会図書館の送信システムを使って、ファイルとメタデータをアップロードする方法です。ID/PWが必要になります。

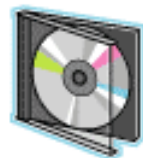


国立国会図書館関西館



③送付

DVD-Rにファイルとメタデータを格納して、国立国会図書館宛に郵送する方法です。媒体及び郵送の費用を補償します。



国立国会図書館関西館



オンライン資料の提供

国立国会図書館デジタルコレクション
「電子書籍・電子雑誌」で利用可能



「WARP」に含まれる
オンライン資料は、
ウェブサイト中のPDF
等を切り出して、メタ
データを付与し、「電
子書籍・電子雑誌」で
も提供しています。

(提供方法)

- ◆ 国立国会図書館の館内で閲覧可能
 - ※ WARP収集の際、発信者の許諾を得たものはインターネット提供
- ◆ 複写不可
 - ※ WARP収集の際、発信者の許諾を得たものは全文複写サービスを提供

電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業

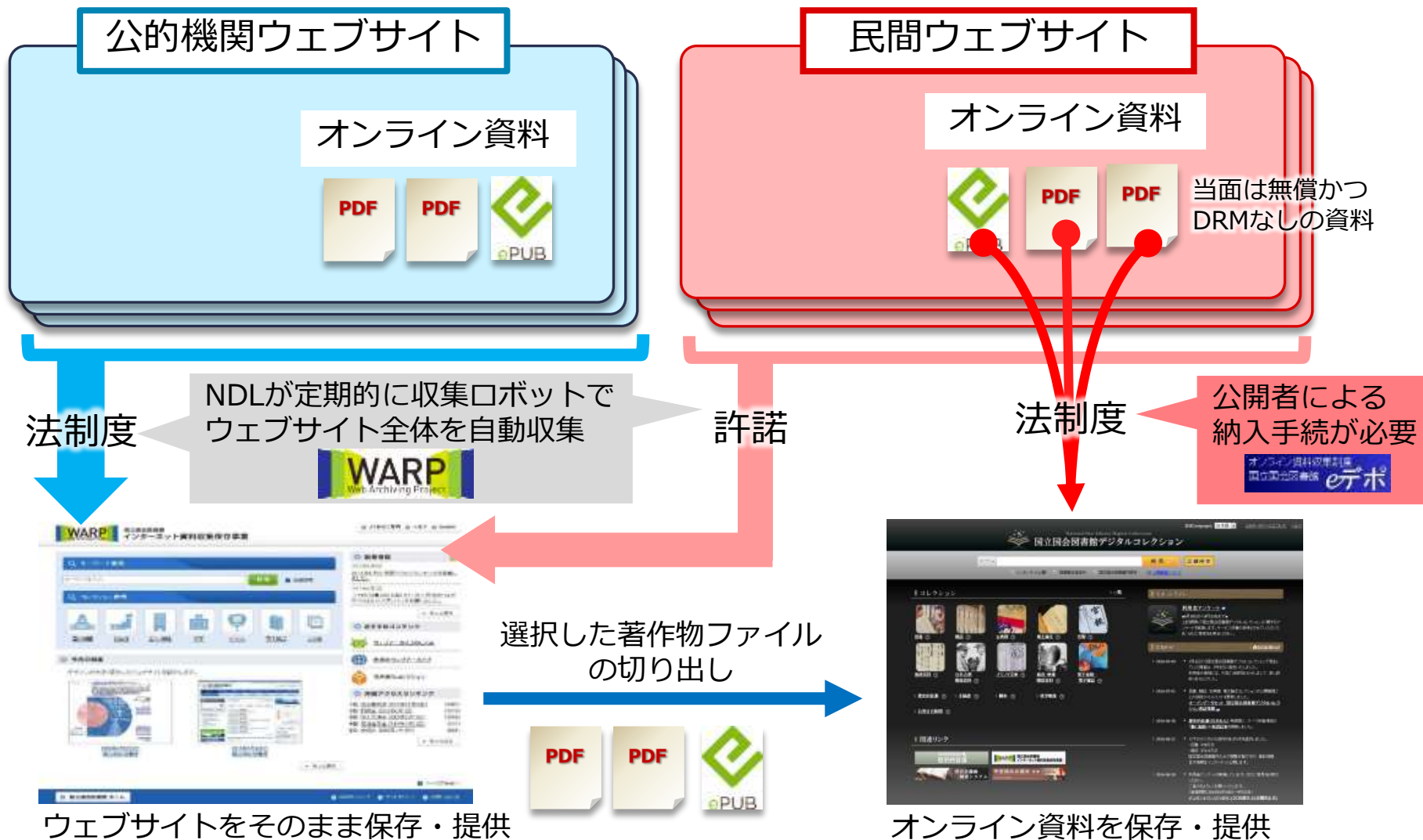
- 現在、NDLの制度的収集の対象となっていない有償オンライン資料を収集・保存し、将来にわたって利用できる制度の在り方を検討
- 第1段階・第2段階に分けて実施
- 第1段階では実験受託者から送信された電子書籍・電子雑誌をNDL館内で利用者が閲覧。NDL館内での電子書籍・電子雑誌の提供が、電子書籍・電子雑誌ビジネスにどのように影響するかを検証する（平成27年12月開始）



- 第2段階では、暗号化された電子書籍・電子雑誌のNDL館内での保存・提供に関する実験を行う予定（実証実験開始から3年以内をめどに移行予定）

<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/deposit/dbdemo.html>

(参考) インターネット資料とオンライン資料収集の関係



NDLのデジタル化事業

資料デジタル化：経緯と予算

◆資料デジタル化の経緯

- 平成12年度～ **資料デジタル化実施**
・著作権処理を行いインターネットで公開（2～4万冊／年平均）
- 平成21年 **著作権法改正（第31条第2項新設）**
・納本後直ちに原本保存目的のデジタル化が可能に
- 平成21～23年度 **大規模デジタル化事業実施**（平成21,22年度補正予算）
- 平成24年 **著作権法改正（第31条第3項新設）**
・図書館等への絶版等資料の送信が可能に
- 平成26年 **図書館向けデジタル化資料送信サービス開始**

◆デジタル化予算の推移

（単位：億円）

年度	平成12	13	14	15	16	17	18	19	20	21 当初	22 当初	23	24	25	26 当初	27	28
予算	1	1.5	2.2	2.4	1.2	0.4	2.2	0.8	1.3	1.3	1.3	0	0	0.2	0.2	0.5	1.1

災害対応力
強化のため

26補正
10億円



22補正
10億円

21補正
127
億円

10年間で
14億円

⇒10倍の規模

資料デジタル化：経緯と予算

平成12（2000）年度から、まとまった規模でのデジタル化事業を開始

- マイクロフィルムを作成済みの明治期・大正期刊行図書が主な対象
- 著作権の調査・処理を行った後、デジタル化してインターネット公開
- 予算は0.4～2.2億円
- 平成14（2002）年度に「近代デジタルライブラリー」を公開



資料デジタル化：経緯と予算

平成21（2009）年度～平成23（2011）年度に大規模デジタル化事業実施

- 経済危機対策補正予算（平成21年度127億円、平成22年度10億円）によるプロジェクト型事業
- [著作権法の改正](#)に伴い、権利制限に基づいてデジタル化を実施
- 資料原本からのデジタル化も実施
- 図書以外に雑誌、博士論文、官報なども対象に
- 著作権者・出版者・図書館などの関係団体と議論を重ね、デジタル化する資料の範囲や利用提供の方法について協議を行い、合意形成を図りながらデジタル化を進めている（→[関係者協議会](#)）

平成24（2012）年度以後も着実にデジタル化事業を実施

平成27（2015）年度は前年度の補正予算10億円で実施

- 災害対応力強化に資する資料として、災害・防災関連資料、地方史・誌等のデジタル化を実施
- NDL東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）で、そのうち許諾を得られたものについて本文検索を可能に（9月末公開予定）

(参考) 2度の著作権法改正

著作権法第31条第2項の新設 (平成22 (2010) 年1月施行)

- 前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷又は汚損を避けるため、当該原本に代えて公衆の利用に供するための電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十三条の二第四項において同じ。）を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。

→ 原本の保存目的でのデジタル化、及び、国立国会図書館内での提供が権利制限の対象に

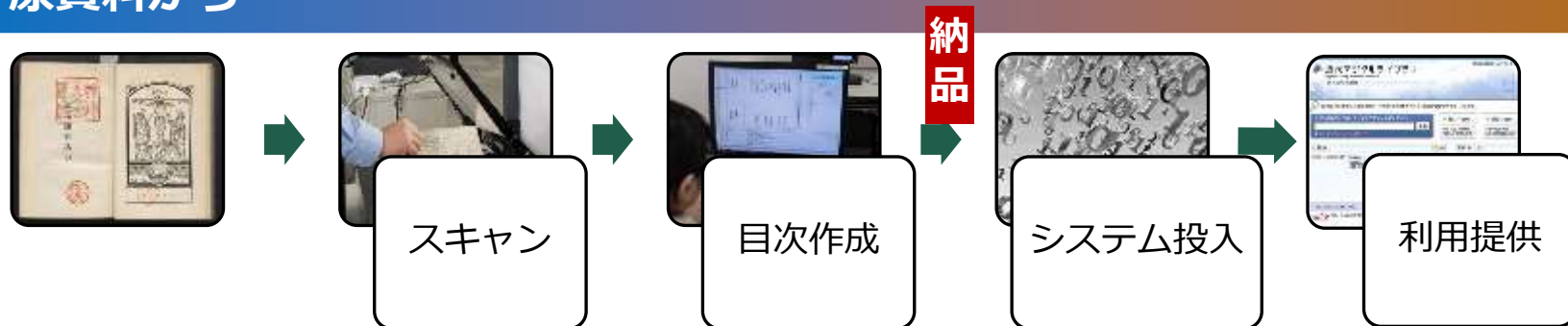
著作権法第31条第3項の新設 (平成25 (2013) 年1月施行)

- 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等において公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができる。

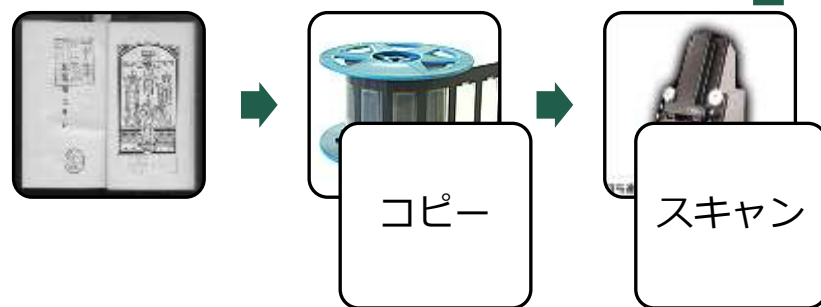
→ 絶版等で入手困難な著作物のデジタル化資料の、図書館送信での提供が権利制限の対象に

【デジタルの作業フロー】

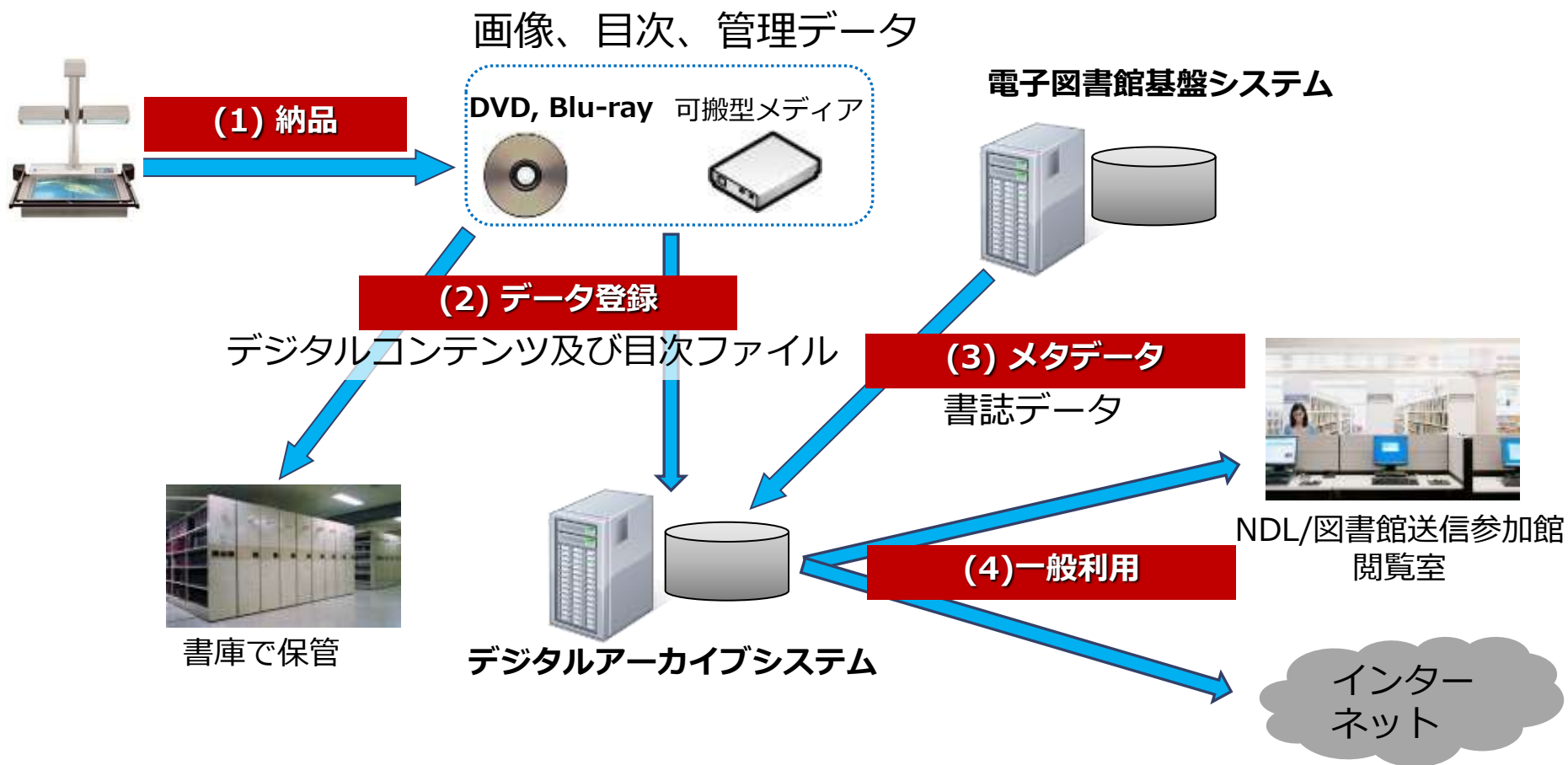
原資料から



マイクロ資料から



【画像とメタデータのフロー】



【画像仕様例】

明治期刊行資料



- マイクロから
- JPEG 2000/JPEG
- A4に対し400 dpi
- 2値

大正期刊行資料



- マイクロから
- JPEG 2000/JPEG
- A4に対し350 dpi
- グレースケール

貴重書



- 4×5、ブローニーから
- JPEG2000/JPEG
- 4×5 : 1,500 dpi
- ブローニー : 2,000 dpi
- カラー

通常の図書・雑誌



- 原本から
- JPEG 2000/JPEG
- 原本に対し400 dpi
- カラー

※平成28年度の雑誌マイクロは、JPEG 2000、A3に対し400dpi、グレースケール

資料デジタル化：関係者協議

資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会（H20.9～）

「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会 第一次合意事項」（H21.3）

http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999566_po_digitization_agreement01.pdf?contentNo=1

⇒雑誌のデジタル化事前調整、同時アクセス制限あり

「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項」

(H24.12) http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization/digitization_agreement02.pdf

⇒漫画・絵本・商業出版社の雑誌は留保、同時アクセス制限なし、除外手続

録音資料のデジタル化及び利用に係る関係者協議会（H26.5～）

「国立国会図書館がデジタル化した録音資料の利用に係る合意事項」（H26.12）

http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization/rokuon_agreement.pdf

⇒同時アクセス制限なし、NDL館内利用のみ

映像資料のデジタル化及び利用に係る関係者協議会（H27.9～）

「国立国会図書館がデジタル化した映像資料の利用に係る合意事項」（H28.3）

http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization/eizou_agreement.pdf

⇒同時アクセス制限なし、NDL館内利用のみ

資料デジタル化基本計画

平成28（2016）年3月「資料デジタル化基本計画2016-2020」策定

- http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization/digitization_plan2016.pdf
- 平成28（2016）年度～平成32（2020）年度の5年間にデジタル化対象とする所蔵資料及びそのデジタル化の方法等についての考え方を示す

目的

- デジタル化した資料を原資料の代替として提供する
- 検索の利便性や障害者を含むあらゆる人々の利用可能性を高める
- 関係機関等との有機的な連携により知識・文化の基盤を構築することを目指す

対象範囲

- 国内資料
- ただし、外国資料のうち、以下も。
 - ・ 日本語資料
 - ・ 希少性の高い資料及び歴史的価値の高い日本関係資料

資料デジタル化基本計画

選定基準

- ①唯一性・希少性、②資料の劣化状況、保存の緊急性、③資料の利用機会の拡大、④デジタル化への社会的ニーズ、⑤国や世界の体系的なデジタルコレクション構築への貢献が可能な資料、の各評価要素を元に、対象資料を選定

対象資料

- 雑誌（刊行後5年以上経過したもの）
館製作のマイクロフィルムがあるもの、劣化雑誌、雑誌記事索引採録誌を優先
- 図書（1980年代までに刊行されたもの）
1968年までに刊行されたもの、官庁出版物を優先
- 古典籍資料
- 録音・映像資料
- 博士論文（平成2（1990）年度までに送付を受けたもの）
- 憲政資料、日本占領関係資料
- 地図資料

資料デジタル化基本計画

インターネット提供のための権利処理

- 昭和戦前期以前刊行図書
- 議会資料
- 国・地方自治体等の官庁出版物及び公益法人等の公共性の高い団体・機関の刊行物

本文テキスト化とその検索利用

- 第一に震災・災害関連資料
 - ⇒NDL東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）の詳細検索（9月末公開）
- 中央省庁等の広報刊行物などを含む官庁出版物
- 大学紀要・学協会誌などの非商用学術出版物

長期的アクセスの保証のために：DOIの付与

- 官庁出版物を中心に

(参考) 今回の基本計画の変更点

資料デジタル化

	図書	雑誌
対象年代	1968年受入れ分まで ⇒1980年代受入れ分まで*1	2000年刊行分まで ⇒刊行後5年経過分まで*1
優先順位	1) 1968年までの刊行分を優先	1) マイクロ雑誌 2) 劣化雑誌 3) 雑誌記事索引採録誌
留意事項		(官庁出版物を除き) デジタル化に当たっては対象資料の事前調整を行う
利用提供	目次の検索と画像データによる国立国会図書館内での提供。ただし、絶版等資料は図書館向けデジタル化資料送信サービスでも提供*2	
インターネット公開	戦前期*1を対象に著作権処理	出版者の要望があり許諾を得た場合のみ*1

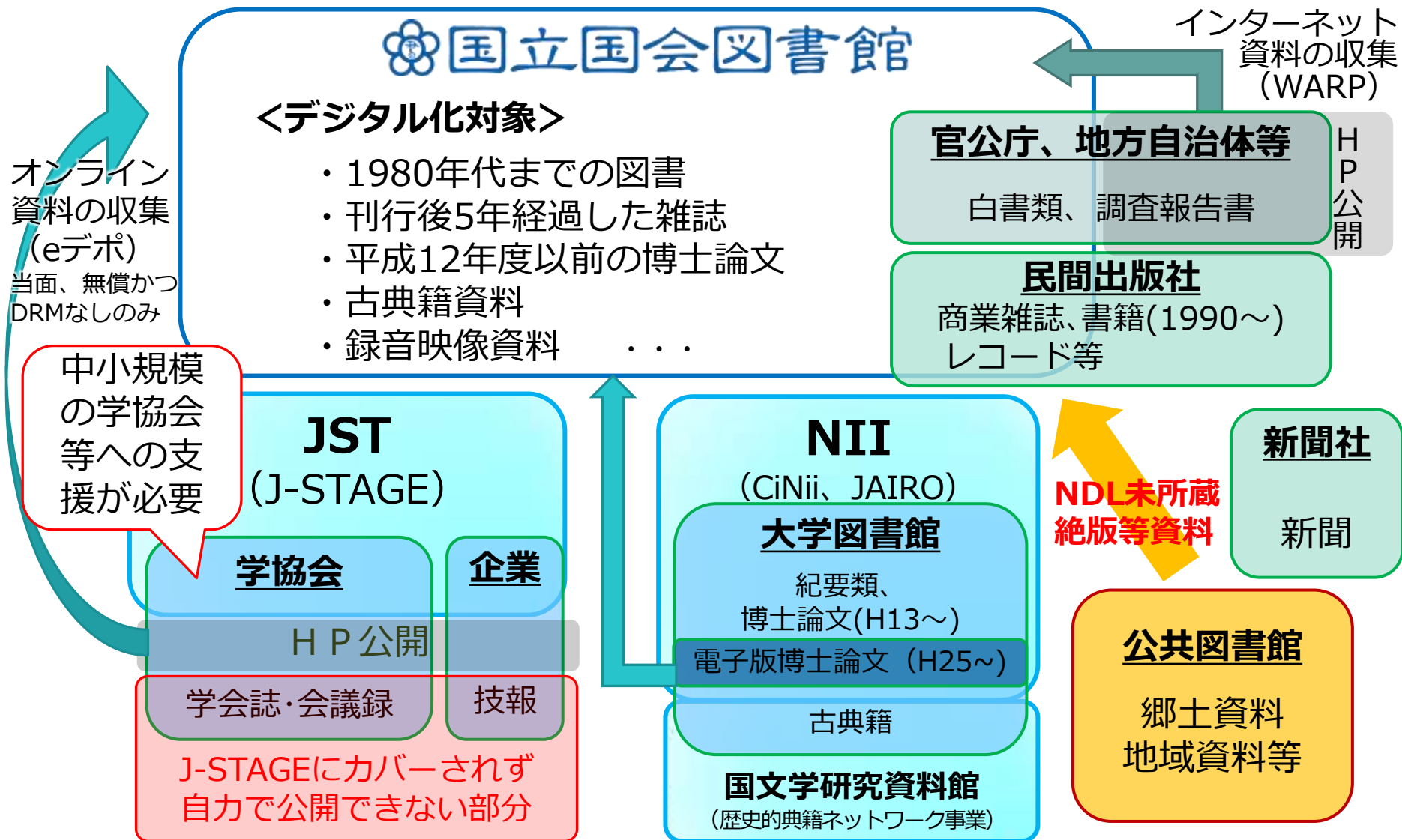
*1：官庁出版物（国、地方公共団体、公益法人が発行する出版物）については、それ以降の年代も含め、インターネット資料収集保存事業（WARP）により収集したオンライン資料が利用できる年代までのデジタル化とインターネット公開を目指す。

*2：戦後期の絵本・漫画、商業出版雑誌は送信を留保。その他の資料について除外手続を経て送信。

全文テキスト検索（許諾ベース）

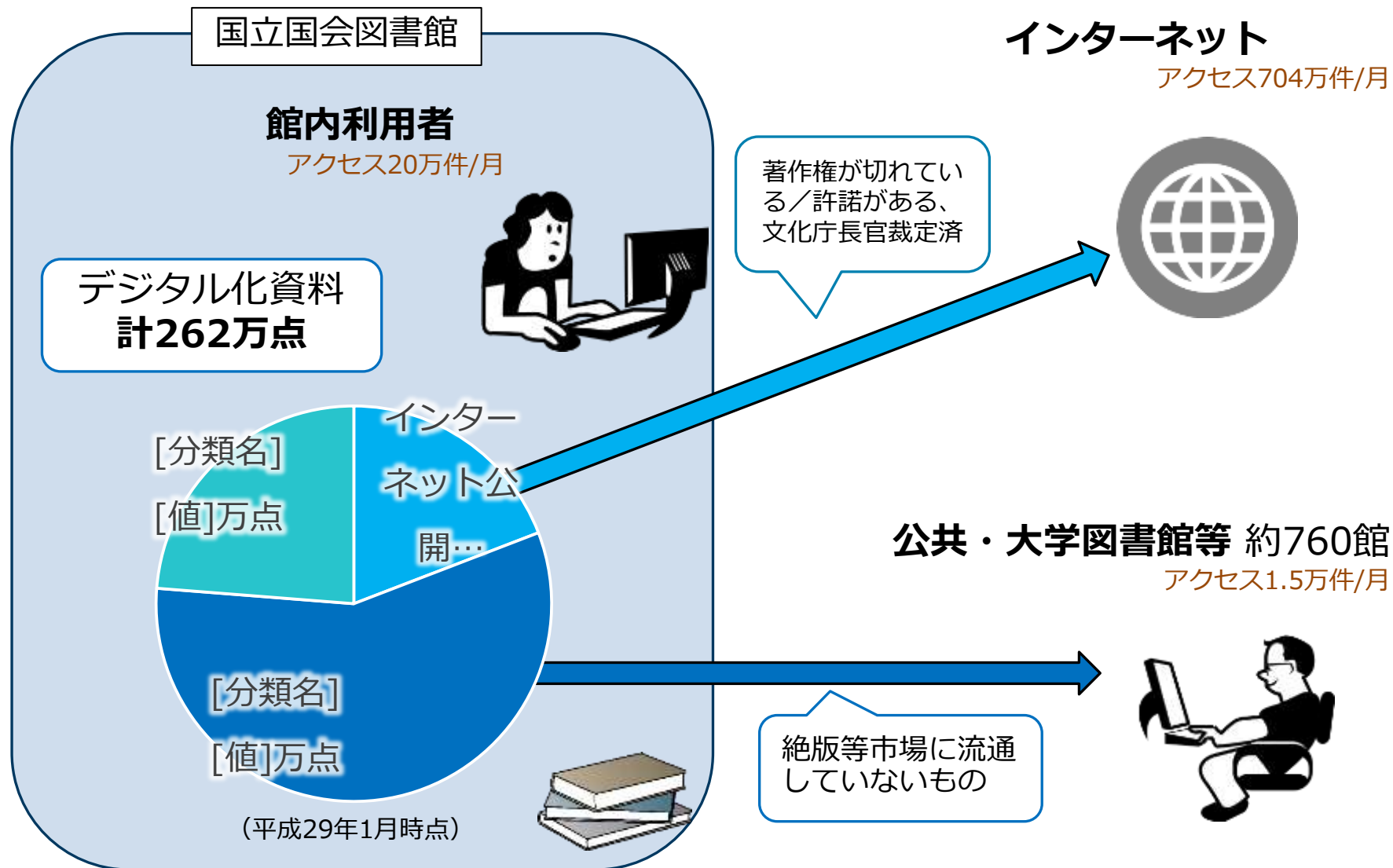
対象資料	1) 官庁出版物 2) 学協会・大学等が発行する学会誌・紀要類
提供方法	インターネットによる検索活用のみ。テキストデータは一般提供しない。ただし、官庁出版物については画像とスニペットのインターネット公開の許諾も得るようにする

我が国における資料デジタル化分担イメージ



デジタル化資料の提供と利活用

資料デジタル化：提供状況



資料デジタル化：提供状況

資料種別	インターネット 公開資料	図書館送信 対象資料	NDL館内 提供資料	合計	年代・概要
図書	35万点	55万点	6万点	97万点	1968年までに受け入れた図書 + 震災・災害関係資料の一部
雑誌	1万点	80万点	46万点	127万点	明治期以降に刊行された雑誌 (刊行後5年以上経過したもの)
古典籍	7万点	2万点	-	9万点	貴重書・準貴重書、 江戸期以前の和漢書等
博士論文	1.5万点	11.5万点	1万点	14万点	1991～2000年度に送付を 受けた論文
歴史的音源	0.2万点	-	4.7万点	5万点	1950年頃までに 国内で製造されたSP盤等
その他	6万点	-	4.1万点	10.1万点	官報、憲政資料、 日本占領関係資料等
合計	50万点	149万点	62万点	262万点	

※平成29年1月時点。概数のため合計が合わない場合あり。電子書籍・電子雑誌・視覚障害者等用データは含まない。

国立国会図書館デジタルコレクション

- NDLが収集・保存したデジタル資料を検索・閲覧できるようにしたデータベース
- 収録範囲：
 - ・ NDLによるデジタル化資料
 - ・ 他機関によるデジタル化資料
 - ・ ウェブサイト上の刊行物
- 公開範囲：
 - ・ インターネット公開
 - ・ 図書館送信資料
 - ・ 国立国会図書館内限定
- 著作権保護期間満了のデジタル化資料については、手続なしに転載等の二次利用が可能

- ・ 保護期間満了
- ・ 許諾
- ・ 文化庁長官裁定

<http://dl.ndl.go.jp/>



図書館向け資料デジタル化送信サービス

- NDLがデジタル化した資料のうち、**絶版等で入手困難なもの**を、全国の図書館等で利用できるサービス（略称：図書館送信）

<http://www.ndl.go.jp/jp/service/digital/index.html>

◆ 対象資料

- 「絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料」
※ただし、漫画・絵本・商業出版雑誌は送信を留保

- NDLが入手可能性調査を行い現に市場で流通していないことを確認

- 出版者・著作(権)者等の申し出により一定の除外基準に該当するものを除外

<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization/distribution.html>

◆ 対象施設

- 著作権法31条でいう「**図書館等**」（具体的には**著作権法施行令**で規定）
= 公共図書館、大学図書館、国公立博物館・美術館、国公立の研究機関の図書館
公益法人立の図書館（個別指定）、公益法人立の博物館・博物館相当施設

※司書または司書に相当する職員の配置が必要

- 関係者協議での合意に基づき、NDLによる要件確認・承認が必要

- 現在、約**700**館の図書館等が参加 http://dl.ndl.go.jp/ja/soshin_librarylist.html

図書館送信のための「除外手続」

図書館送信の対象資料を「絶版等資料」に限定するために行う手続

除外基準：

- ① 当該資料又は同内容の著作物が市場（オンデマンド出版及び電子書籍市場を含む）において流通している場合
- ② 当該資料又は同内容の著作物の著作権が著作権等管理事業者に管理されているもの
- ③ 当該資料の著作者から送信利用の停止の要請があった場合

毎年1～6月

① 入手可能性調査

国立国会図書館が、新たな送信候補資料について、民間の在庫情報データベース等に機械的な突合を行い、入手可能なものを除きます。

候補リストの公表〔7月〕

毎年7月受付開始 ～11月30日〆切

② 事前除外手続

国立国会図書館が新たな「送信候補資料リスト」を公表します。お申し出に基づき、除外基準を満たす場合は、送信候補対象から除きます。

新たな資料の送信開始〔1月〕
送信資料の決定〔12月〕

通年いつでも受付

③ 事後除外手続

国立国会図書館が送信中の資料の「送信資料リスト」を公表しています。お申し出に基づき、除外基準を満たす場合は、随時送信対象から除きます。

送信リストの更新〔1・7月〕

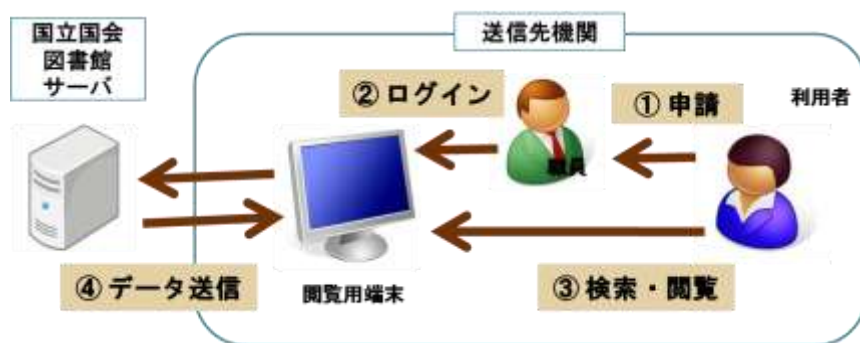
※詳細は「図書館向けデジタル化資料送信サービス（図書館送信）に係る除外手続」のページ参照
<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization/distribution.html>

図書館向け資料デジタル化送信サービス

「[国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項](#)」に基づき利用提供

閲覧利用

- 端末は職員目の届く場所に設置
- 利用は送信先機関の「登録利用者」のみ
- 閲覧申込の都度、職員がログイン
- 利用後、ブラウザを終了
- 不正の監視・注意喚起



複写利用

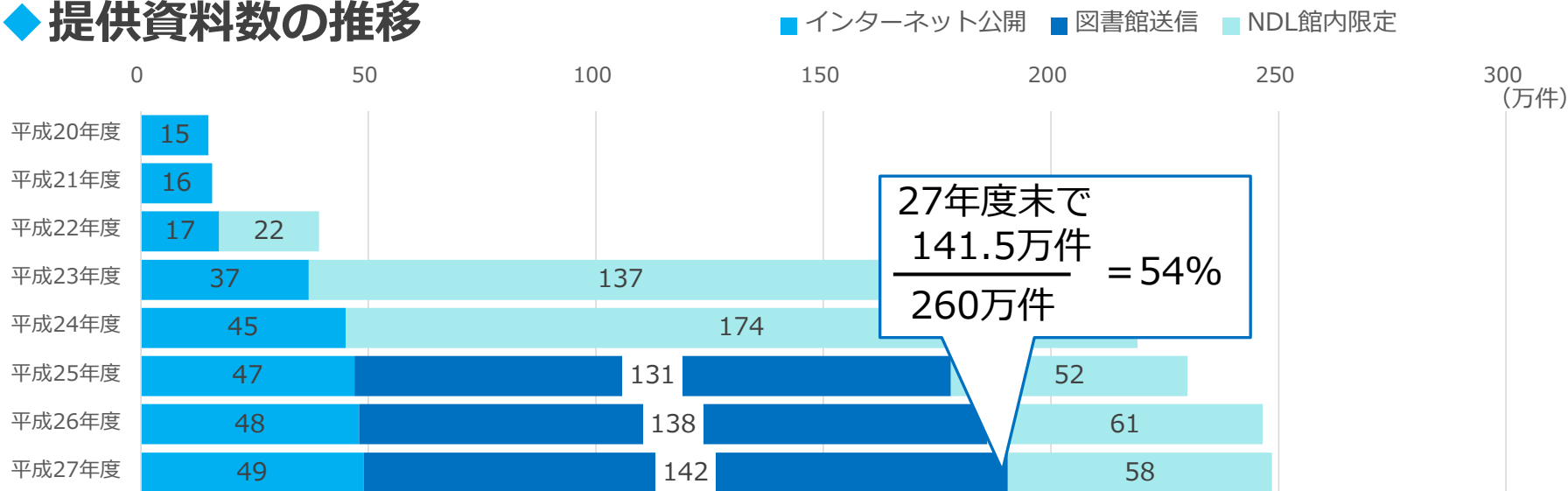
- 端末は利用者が操作できない場所に設置
- 利用は送信先機関の「登録利用者」のみ
- 複写申込の都度、職員がプリントアウト（セルフプリントアウト不可）
- 著作権法上の要件の確認
- 利用後、ブラウザを終了（キャッシュの自動削除をONに）
- 複写記録の作成と1年間保存（個人情報を除く）



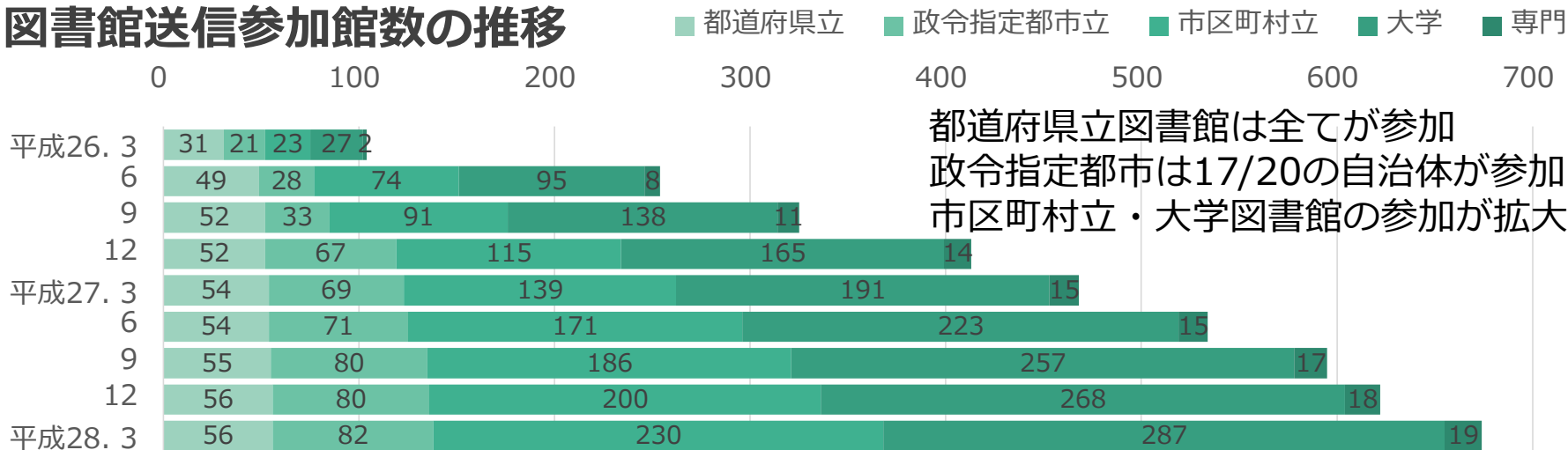
参加館のご登録申請お待ちしております！
詳細は http://www.ndl.go.jp/jp/library/service_digi/

図書館送信サービス：概況

◆ 提供資料数の推移



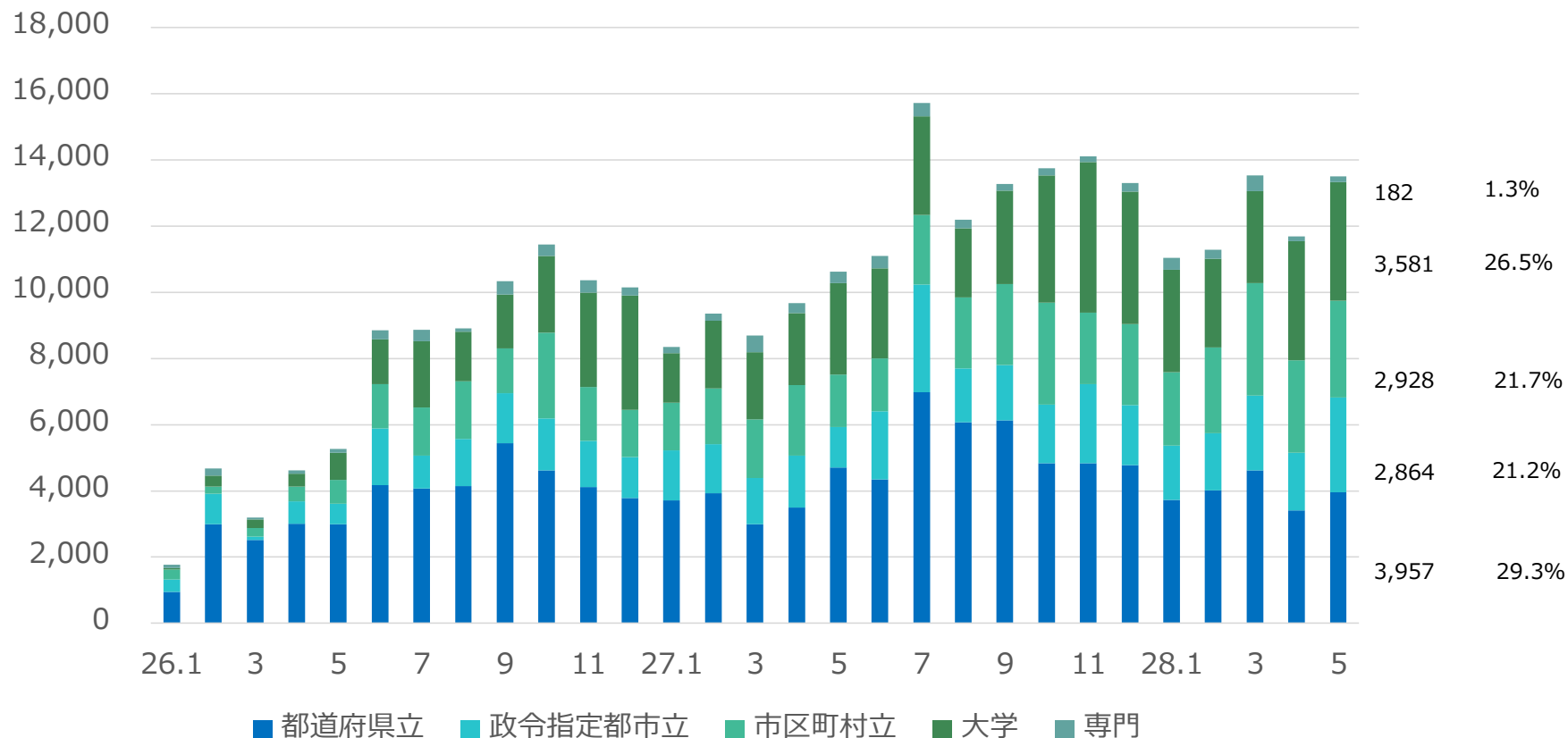
◆ 図書館送信参加館数の推移



閲覧点数の推移

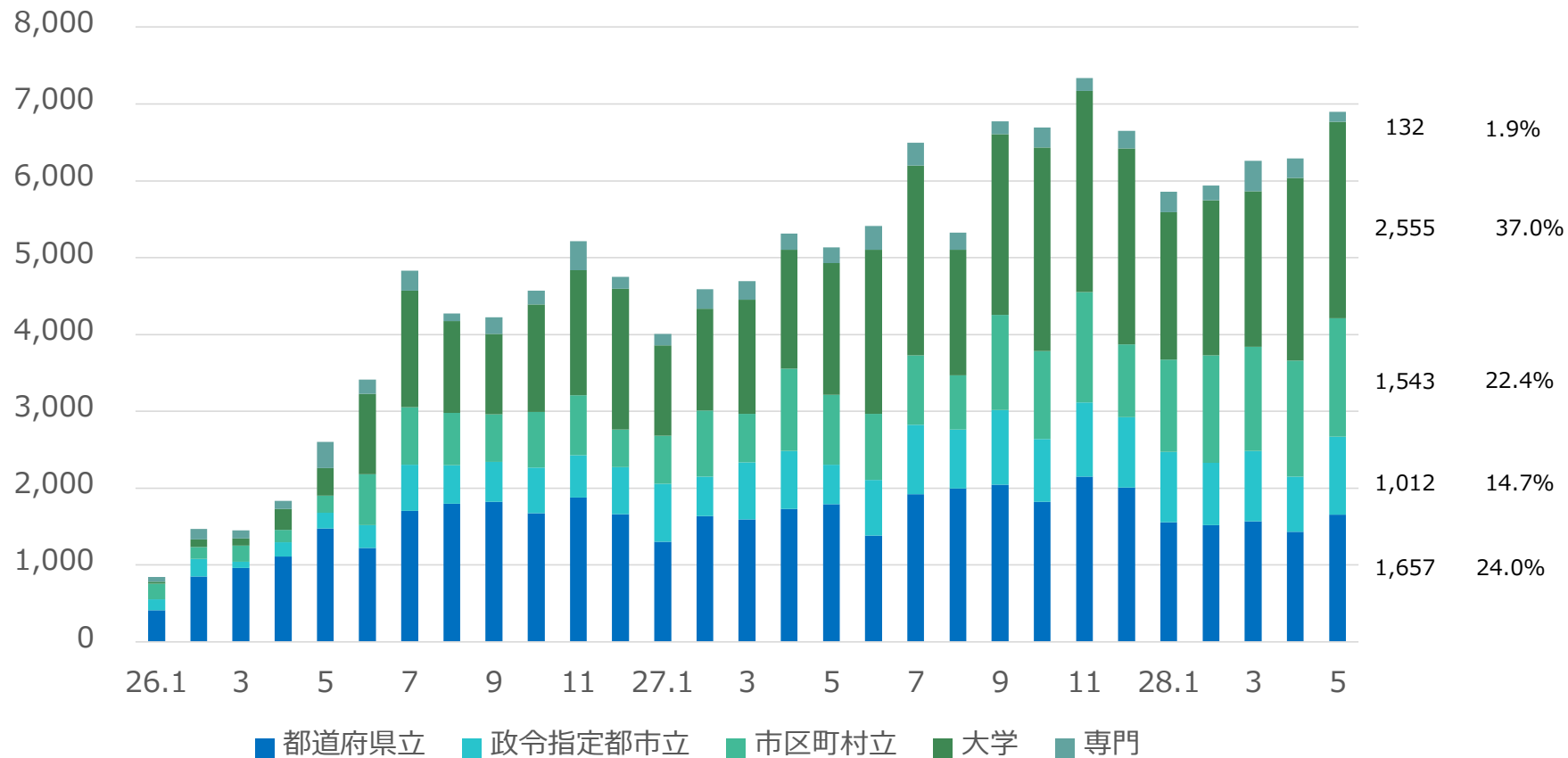
以下、平成26年1月開始時から28年5月までの調査

- 平成28年5月は閲覧13,512点（436点/日）
- 大学図書館、市区町村立図書館の比率が増加中



複写件数の推移

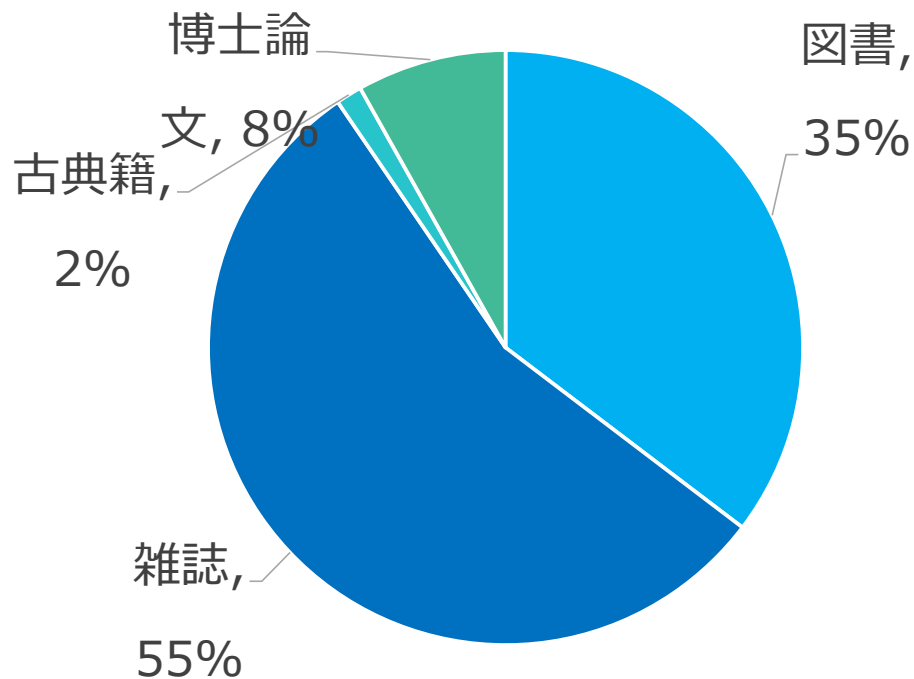
- 平成28年5月は複写6,899件（223件/日）
- 大学図書館の比率が閲覧よりも高い



送信資料の内訳

平成28年5月時点、図書、雑誌、古典籍、博士論文の4種類

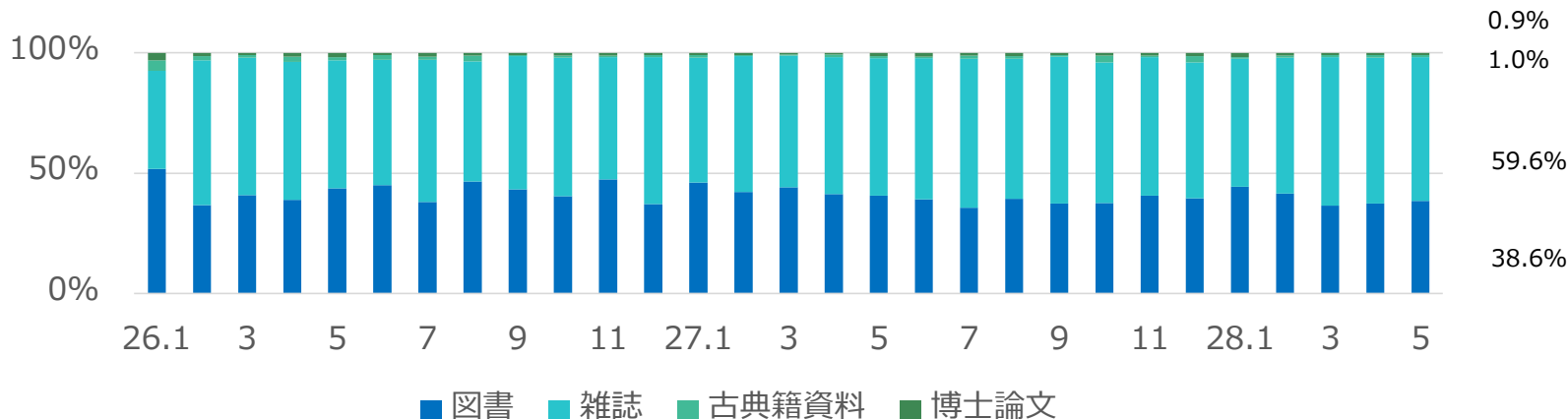
	図書館送信 (= 絶版等資料)
図書	50万点
雑誌	78万点
古典籍	2万点
博士論文	11.5万点
合計	141.5万点



資料種別の比率の推移

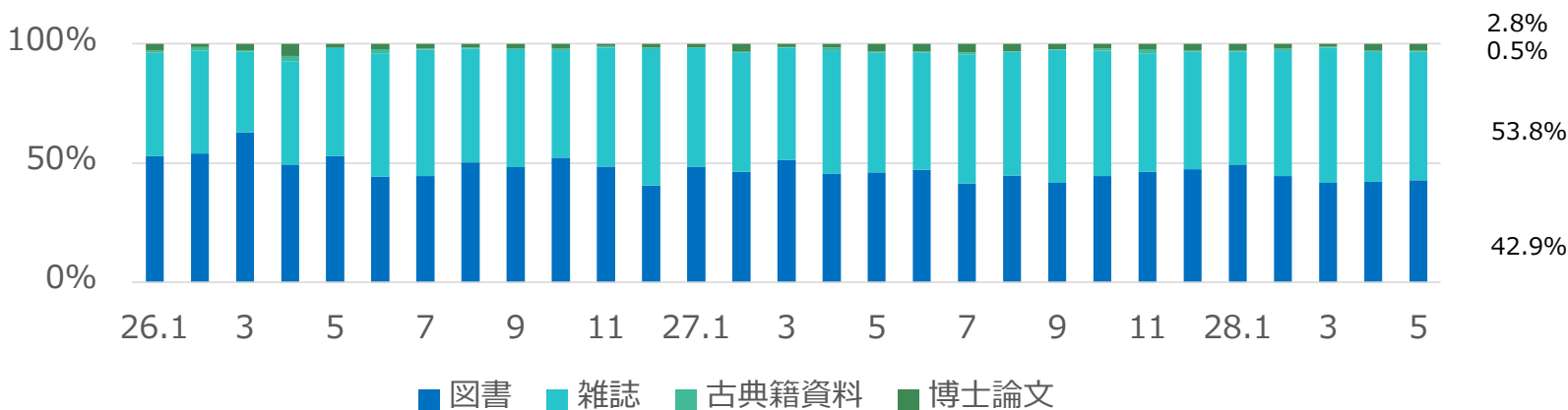
【閲覧】

- 雑誌が約60%、図書が約40%
- 提供数の約8%を占めている博士論文の閲覧はごくわずか



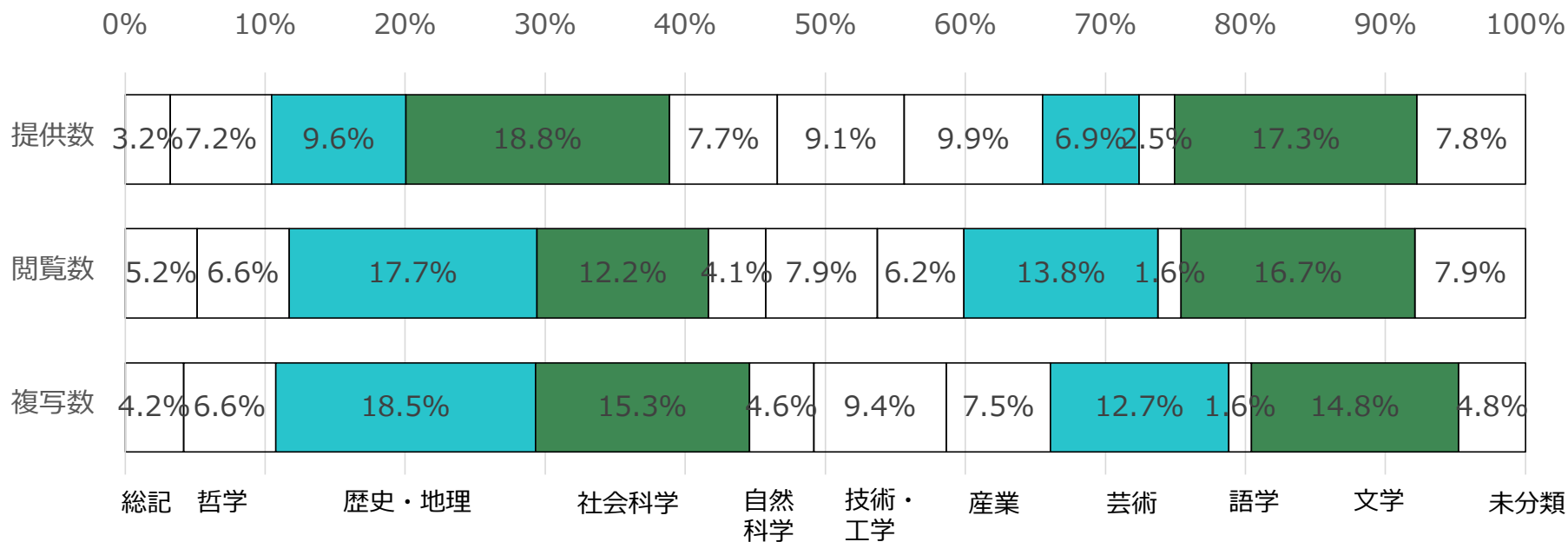
【複写】

- ほとんど閲覧と同じ傾向
- 閲覧よりも、図書の占める割合が若干高い



図書の主題別の閲覧・複写数の比率

- 提供数の比率に比して、歴史・地理や芸術は閲覧、複写が多い
- 社会科学の閲覧や文学の複写は少ない



閲覧回数ベスト10

- 各コレクションの1ページ目のものが6点

タイトル	巻次	著者	出版者	出版年	閲覧	複写	種別
0随筆：零号サラリーマンの謎		岡部寛之 著	四季社	1956	481	252	図書
0と緑		津村卓郎 著	石崎書店	1955	162	75	図書
10+1	(1)		INAX出版	1994-05	151	62	雑誌
0の暁：原子爆弾の発明・製造・決戦の記録		崎川範行 訳 W.L.ローレンス 著	創元社	1954	149	53	図書
10+1			INAX出版	1994-2008	136	0	雑誌
十種標準雲形図		藤原咲平 著	岩波書店	昭和8	125	26	図書
“噛み易い側”における咀嚼機能の発現状況と舌による試料の運搬に関する研究		荒井美香	[荒井美香]	2001	125	23	博士論文
百万人の本		中部日本新聞社 編	日研出版	1961	95	60	図書
英米文学名作概観		大和資雄 著	旺文社	1948	85	0	図書
市民諸君の愛市心に訴ふ：普選市會の大誕生に臨みて		後藤新平 [著]	[後藤新平]	[出版年不明]	80	42	図書

複写回数ベスト10

- 各コレクションの1ページ目のものは1点だけ

タイトル	巻次	著者	出版者	出版年	閲覧	複写	種別
0随筆：零号サラリーマンの謎		岡部寛之 著	四季社	1956	481	252	図書
堀川国広とその弟子		佐藤貫一 編	伊勢寅彦	1962	35	132	図書
二十一世紀の展望			国立国会図書館調査 及び立法考査局	1965	61	111	図書
大日本職業別明細図		東京交通社 編	東京交通社	昭12	44	110	図書
家屋評価の実務		板野元次郎 著	地方財務協会	1960	2	107	図書
墨美	(283)	書道出版社 墨美社	墨美社	1978-08	0	105	雑誌
酒造製麹論		杉山晋朔 著	醸友社益地商店	昭12	1	87	図書
浜寺公園誌		服部図南 編	今井文岳堂	明36.3	7	86	図書
宸翰集	[7]		小林写真製版所	昭和2	3	81	図書
建築	(10)	中外出版株式会社 [編]	中外出版	1961-06	4	79	雑誌

雑誌（タイトル）の閲覧回数ベスト10

タイトル	著者	出版者	閲覧	複写
将棋月報		将棋月報社	3,571	198
軍事研究		ジャパンミリタリー・レビュー	1,591	287
ホトトギス	ホトトギス社	ホトトギス社	1,073	103
野球界	野球界社 [編]	野球界社	1,068	600
陸戦研究	陸戦学会編集理事会 編 陸戦学会	陸戦学会	1,047	617
船の科学	国土交通省海事局 監修	船舶技術協会	1,031	361
近代将棋		近代将棋	914	191
三越	三越 [編] 三越	三越	890	251
東亜の光		東亜協会	803	148
婦女界		婦女界出版社	802	388

雑誌（タイトル）の複写回数ベスト10

タイトル	著者	出版者	閲覧	複写
児科雑誌		日本小児科学会	36	626
陸戦研究	陸戦学会編集理事会 編 陸戦学会	陸戦学会	1,047	617
野球界	野球界社 [編]	野球界社	1,068	600
女学講義		大日本女学会	111	457
工芸ニュース = Industrial art news	工業技術院産業工芸試験所 編	丸善	379	414
婦女界		婦女界出版社	802	388
日本病跡学雑誌		毎日学術フォーラム 日本病跡学会	348	387
船の科学	国土交通省海事局 監修	船舶技術協会	1,031	361
大阪経済雑誌		大阪経済社	224	320
建築	中外出版株式会社 [編]	中外出版	118	295

デジタル化資料の全文テキスト化

平成21年：著作権法改正（37条3項, 37条の2等）

- 視覚、聴覚等の障害のある人に対し、著作物を利用できる形に変換し配信することが、著作権者の許諾なく行うことが可能に

平成22年度：NDL全文テキスト化実証実験

<http://www.ndl.go.jp/aboutus/digitization/fulltextreport.html>

- OCRの読み取りによる本文のテキスト化及び共同校正機能による校正作業の検証
- 文字認識率は明治期・大正期刊行資料は90%を下回ったが、昭和戦後期は95%以上

平成25年度：視覚障害者等へのテキスト化データ変換音声DAISY配信実験

- 視覚障害者等に対しOCRによるテキスト化データの合成音声読み上げによる配信実験。OCRによるテキスト化だけでは、音声読み上げの実用に堪える認識率を得ることは困難であるという結果を得た

平成26年度：「NDLラボ」での「翻デジ」提供開始

- 「近代デジタルライブラリー」収録資料を対象にクラウドソーシングにより、検索用テキストの作成

平成27年度～：クラウドソーシングを活用したテキスト化データ提供実験

- 日本点字図書館と共同で実施
- クラウドソーシングを活用してテキストDAISY図書を作成し視覚障害者等に配信

平成27年度～：震災・災害関連文献の本文検索機能の開発

- 「ひなぎく」での本文テキスト検索機能の追加 平成28年9月公開

許諾を得てスニペット表示を提供

デジタル化資料の利活用

～デジタル化資料を広く社会の利用に供するために

▶ インターネット提供のデジタル化資料（著作権保護期間満了分）に係る転載利用は、転載申込み手続が不要

平成26年5月から。ただし、許諾または文化庁長官裁定分の転載（復刻、翻刻、掲載、放映又は展示等）を行う場合には、これまで同様、国立国会図書館への照会が必要

▶ 限定公開デジタル化資料の画像データの試行提供中

平成26年8月から。図書館送信及び国立国会図書館内限定公開の資料について、復刻・翻刻を目的とした利用に限って、画像データの試行提供（ニーズを把握、手続等を検証し、サービス体制を構築・整備）

- 申請者による著作権処理又は著作権保護期間満了の確認が必要
- 出版の形態等により、使用料若しくは製品の一定数の寄贈、又はその双方が条件となる場合がある

ナショナルアーカイブの構築

国のデジタルアーカイブを巡る動き

国会の決議

参議院文教科学委員会 附帯決議 (H26.4)

「九、ナショナルアーカイブが、図書館を始めとする我が国の貴重な文化関係資料を次世代に継承し、その活用を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、その構築に向けて、**国立国会図書館**を始めとする関係機関と連携・協力しつつ、著作権制度上の課題等について調査・研究を行うなど取組を推進すること。」

政府・与党の動き

自由民主党知的財産戦略調査会の提言

H26.5 コンテンツ小委員会 7の提言「アーカイブの利活用促進に向けた整備加速化」

H27.5 10の提言「アーカイブの利活用促進に向けた整備加速化」

知的財産推進計画2014

「第3.デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備」「2. アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化」

文化庁文化審議会著作権分科会

上述の知財計画2014を受けて、法制・基本問題小委員会において、「著作物等のアーカイブ化の促進について」検討。**国立国会図書館**も参考人として発言。平成27年3月12日の第41回著作権分科会で、図書館等のデジタル化に関する著作権法の解釈明確化を報告

議連の動き

電子書籍と出版文化の振興に関する議員連盟
(H25.6～)

デジタル文化資産推進議員連盟
(H24.6～)

知的財産推進計画2015

- ◆ 重要施策「6. アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化」において、具体的に、**国立国会図書館**が国の統合ポータルサイトの構築に関与することに言及
- ◆ 関係省庁等連絡会/実務者協議会において、具体策に向けた検討を開始

【知的財産推進計画2015】デジタルアーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化

取り組むべき主な施策

◎統合ポータル構築

- 書籍、文化財、放送番組、マンガ・アニメなど多岐に渡るアーカイブの連携・横断の促進(統合ポータルサイトの整備)

◎分野ごとの取組の促進

- コンテンツの各分野においてアーカイブ構築の中核となる取りまとめ役(アグリゲーター)を定め、取組を強化
 - 書籍等: 公共・大学図書館等の資料のデジタル化への支援、国立国会図書館資料のデジタル化の継続とデータの利活用促進
 - 文化財: 日本遺産等のデータ集約や多言語化、全国の博物館・美術館等への情報提供
 - メディア芸術: メディア芸術データベースの利活用促進
 - 放送コンテンツ: 教育目的や遠隔地での放送コンテンツ利用促進

◎アーカイブ構築と利活用促進のための著作権制度の整備

- 権利者不明著作物(孤児著作物)の利用円滑化等のための著作権制度整備(裁定制度における補償金供託の見直し、裁定を受けた著作物の再利用手続の簡素化等)

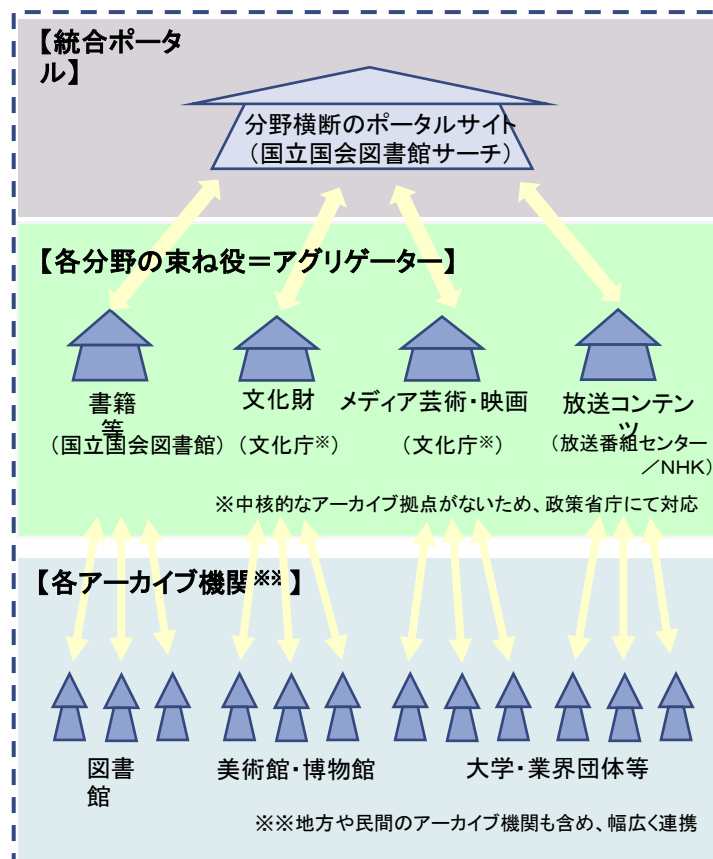
◎関係省庁等連絡会及び実務者協議会の設置

- 関係省庁、国立国会図書館、主要アーカイブ機関による連携を図るための協議会を設置

出典「知的財産推進計画2015 概要」

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku_2015gaiyou.pdf

【アーカイブの連携体制】



関係省庁等連絡会／実務者協議会

【知的財産推進計画2016】 第3-2. アーカイブの利活用の促進

出典「知的財産推進計画2016 概要」

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2016_gaiyou.pdf

現状と課題

- 「知財推進計画2015」に基づき、文化発展やコンテンツの国内外への発信の基盤となるデジタルアーカイブの構築とその利活用の促進を図るため、関係府省・実務者による「実務者協議会」を2015年度に設置し、実務的課題と対応策の検討体制を強化。
- 今後は、中小規模機関や地方を含めた分野・地方に応じたアーカイブ連携モデルと推進策の検討、コンテンツを解説・紹介するためのデジタルデータ(メタデータ、サムネイル/プレビュー)の利用条件等の運用面・制度面での整備等が必要。

取り組むべき施策

アーカイブ間の連携の促進

- ・分野・地方両面からの連携推進策、地方における各機関等の協力推進策等を、実務者協議会等を通じ検討
- ・国の分野横断統合ポータル構築(国立国会図書館サーチと文化遺産オンラインの連携)

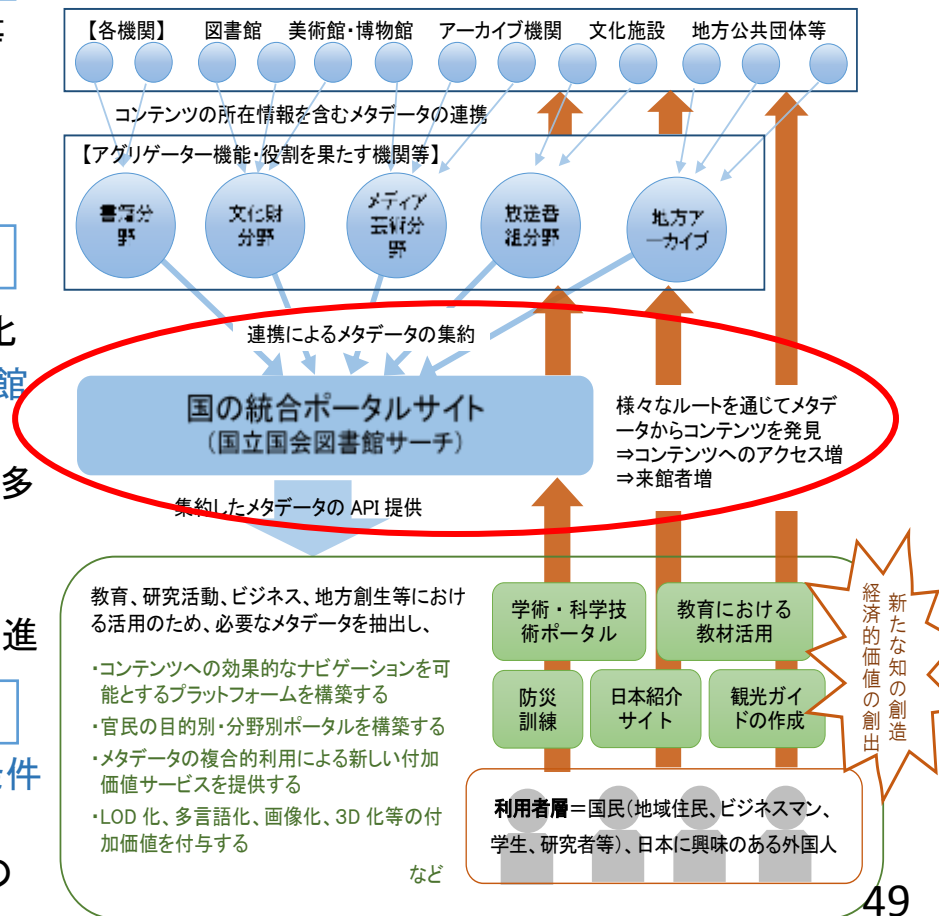
分野ごとの取組の促進

- ・各分野の束ね役(アグリゲーター)によるメタデータの集約化
- ・書籍等: 公共・大学図書館等の連携支援、国立国会図書館資料のデジタル化の継続とデータの利活用促進
- ・文化財: 日本遺産を構成する文化資源等のデータ集約や多言語化、全国の博物館・美術館等の連携促進
- ・メディア芸術: メディア芸術データベースの利活用促進
- ・放送コンテンツ: 教育目的や遠隔地でのコンテンツ利用促進

アーカイブ利活用に向けた基盤整備

- ・メタデータのオープン化、サムネイル/プレビューの利用条件等の課題と対応策を、実務者協議会等を通じ検討
- ・アーカイブ機関による解説・紹介のためのデジタルデータの利用を可能とする著作権制度の検討と必要な対応

【メタデータの流れと望ましい利活用イメージ】



- デジタルアーカイブ構築に係る課題：分野横断型の統合ポータル構築に向けて、アーカイブ間の連携・横断の促進に係る諸課題の検討
- アーカイブの利活用促進に係る課題：コンテンツの利活用促進に向けて、コンテンツへのナビゲーションの整備、二次利用の促進に係る諸課題の検討

デジタルアーカイブ構築に係る課題

(1) 分野横断型統合ポータル構築に向けた段階的整備

- ・目指すべきデジタルアーカイブ連携の枠組検討（分野別・地域別アグリゲータに期待される役割・機能の整理等）
- ・「国立国会図書館サーチ」と「文化遺産オンライン」との連携
- ・その他の分野間の連携に関する課題の整理・共有

(2) 分野ごとのアーカイブ機関・アグリゲータにおける段階的整備

- ・主要アーカイブ機関における取組状況の共有（所蔵資料のデジタル化状況、メタデータの整備・公開状況、分野や地方ごとのメタデータ集約状況 等）
- ・連携に関する課題の整理、段階的整備策の検討（メタデータの整備・公開における課題の検討、準拠標準の検討（メタデータ交換・WebAPI等） 等）

アーカイブの利活用促進に係る課題

(1) メタデータのオープン化の推進

- ・メタデータのオープン化状況の確認
- ・課題の整理と対応策の検討

(2) コンテンツの利用条件の表示の促進

- ・コンテンツのライセンスとその表示状況の確認
- ・課題の整理と対応策の検討

(3) コンテンツ（孤児著作物を含む。）利活用促進のための制度整備に関する情報共有

その他

- ・関連する研修・イベント等の情報共有と広報等の連携方策の検討
- ・想定される更なる検討課題
メタデータ交換・コンテンツ流通等のための共通標準、海外への発信・地方からの発信等目的別ポータル構築の促進、中長期的人財育成方策 等

平成27年度実務者協議会で検討した主要論点と方向性

デジタルアーカイブ構築に係る課題について

主要論点

- (1) デジタルアーカイブ構築及び連携の現状と課題
- (2) 連携の意義と日本型連携モデル
- (3) 地方のデジタルアーカイブの構築と連携促進に向けた課題
- (4) デジタルアーカイブの連携のためのメタデータ標準化の課題

方向性

- ⇒ 分野、地方ごとの様々な状況に応じた連携の方向性の検討が必要
- ⇒ 具体的な連携の意義を共有化した上で、分野、地方両面からアプローチを検討すべき
- ⇒ 現状を適切に把握した上で、技術的・財政的・人的不足に対する支援策の検討が必要
- ⇒ 個別機関の自由度を保ちつつ、共通化が必要な要素の明確化が必要

平成27年度実務者協議会で検討した主要論点と方向性

アーカイブの利活用促進に係る課題について

主要論点

- (5) アーカイブ利活用に向けたメタデータ、サムネイル/プレビューの流通促進
- (6) デジタルコンテンツの拡充と利用条件表示における課題
- (7) 利活用促進のために必要な検討

方向性

- ⇒ 公的機関等のものは、メタデータは自由な二次利用可(CCO)、サムネイル/プレビューは自由な二次利用可または著作権クレジット表示により自由な二次利用可が望まれる
- ⇒ 各館への啓発周知するとともに、公的機関のもので著作権保護期間が満了したものについては、オープン化が望まれる
- ⇒ 利活用事例の成功モデルを共有するとともに、本協議会で示す方向性の普及策の検討が必要

その他

関連する研修・イベント等について情報共有を実施

デジタルアーカイブの 連携に関する実務者協議会 中間報告（平成28年3月）

1. デジタルアーカイブ構築及び連携の現状と課題
2. 連携の意義と日本型連携モデルの検討
3. 地方のデジタルアーカイブの構築と連携促進に向けた課題
4. デジタルアーカイブの連携のためのメタデータ標準化の課題
5. アーカイブ利活用に向けたメタデータ、サムネイル/プレビューの流通促進
6. デジタルコンテンツの拡充と利用条件表示における課題
7. 利活用促進のために必要な検討

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_kyougikai/jitumu/h28_chukanhokoku.pdf

実務者協議会の中間報告について(地方アーカイブ関係のみ抽出)

1. デジタルアーカイブ構築及び連携の現状と課題

〈地方や中小規模の機関等に関する課題〉

- 予算や人材の不足により、メタデータが流通可能な形で整備されていない
- 専門的技術を持つ人材の不足により、デジタル化成果物の公開や、アーカイブ間の連携が進んでいない

2. 連携の意義と日本型連携モデルの検討

- 連携促進には 意義 と 目的 の共有が必要
- 分野 と 地方 の両軸からのアプローチが必要
- 地方のアーカイブ機関の束ね役が必要

3. 地方のデジタルアーカイブの構築と連携促進に向けた課題

〈地方の図書館〉

- ある程度デジタル化事業は進捗している
- だが、デジタル化に関わる人材・予算不足のため、公開に至っていないケースも
- デジタル化し、公開することの効用について理解が不足している

6. デジタルコンテンツの拡充と利用条件表示における課題

- 地域のコンテンツの構築においては、地域住民のデジタルコンテンツ作成への参加が重要

デジタルアーカイブの構築・連携において、他領域より、**図書館分野は進んでいる。**図書館が地方アーカイブの束ね役になってほしい

アーカイブ構築と利活用に関する法的整備

NDL提示資料（文化審議会 著作権分科会 法制・基本問題小委員会 H26年度第1回 2014.9）

3. デジタルアーカイブ促進に向けた課題

- 国立国会図書館のデジタル化資料の利活用
 - 出版社等による復刻、翻刻、電子書籍出版等の二次利用の促進
 - ⇒ 今回の裁定制度の見直しにより、事務的負担が軽減
 - ⇒ デジタルアーカイブ促進に向け、更なる取組を
 - 当館を含む公的機関の裁定結果の第三者による活用／著作物・著作者単位での裁定結果の共有／権利情報管理組織の充実等
 - 海外の図書館等へのデジタル化した絶版等資料の送信サービス
 - ⇒ 海外の日本研究図書館等から強い要望あり／日本文化の発信力強化に繋がる
 - テキスト化データの作成とその利用
 - ⇒ 検索及び検索結果表示のための利用／研究者による調査・研究利用
- 当館以外の図書館等におけるデジタル化の促進
 - 各図書館等が所蔵する資料の原本保存目的のデジタル化
 - ⇒ 各図書館等におけるデジタル化推進が課題
 - ⇒ デジタル化データの複製物の当館による長期保存・提供が可能にならないか
 - 各図書館等がデジタル化した絶版等資料の図書館等への配信
 - ⇒ デジタル化した各図書館からの配信／国立国会図書館からの配信

公共・大学図書館によるデジタル化

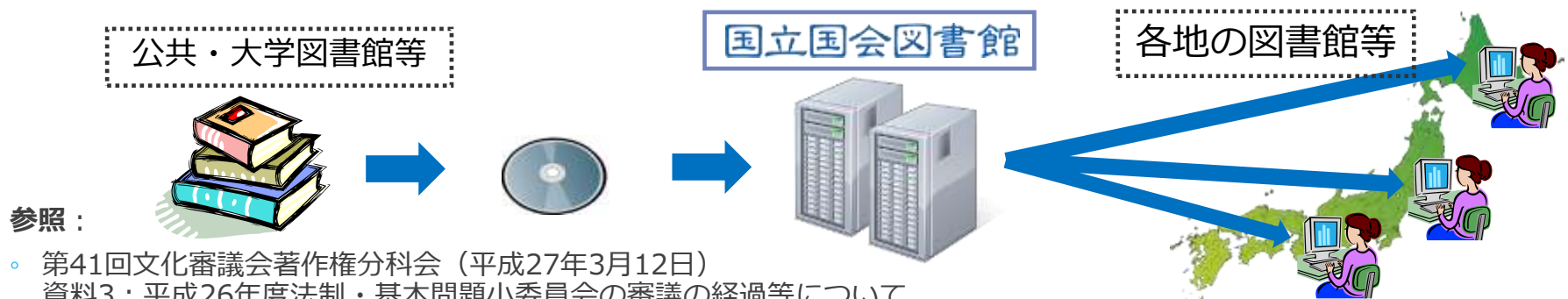
第41回文化審議会著作権分科会における報告から

図書館等における所蔵資料のデジタル化

- 郷土資料など「絶版等の理由による入手困難なもので貴重な資料」について、「**損傷等が始まる前の良好な状態で後世に当該資料の記録を継承するために複製すること**」は現行法上可能
(著作権法第31条第1項第2号「図書館資料の保存のため必要がある場合」の解釈の明確化)

国立国会図書館による送信サービスの拡充

- 「国立国会図書館以外の図書館等がデジタル化した絶版等資料」で国立国会図書館が所蔵していないものについて、「**国立国会図書館の行う図書館送信サービスにより、他の図書館等に送信することについては、現行法上可能**」
(著作権法第31条第1項第3号により複製物の提供を受け、同条第2項によりサーバーに複製し、同条3項により他の図書館等への送信ができる)



参照：

- 第41回文化審議会著作権分科会（平成27年3月12日）
資料3：平成26年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等について。
<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/41/index.html>
- 『びぶろす』69号（平成27年7月）
<http://www.ndl.go.jp/jp/publication/biblos/2015/7/01.html>

孤児著作物に関する裁定制度の見直し

□ 平成26年度、

- 「相当な努力」の要件緩和（調査要件が縮小）
- 裁定手続の簡素化（追加利用分の一括申請が可能に）
- 裁定に係る費用を一部軽減（CRICの広告掲載料が減額に）

□ 平成28年2月、一度裁定を受けた孤児著作物の権利者搜索要件の緩和

つまり、NDLが一度裁定処理した著作物は、文化庁のデータベースで確認しCRICに掲載するだけで他機関がそれを裁定申請することが可能に。

参照：[CA-E1785「著作権者不明等の場合の 裁定制度の一部要件緩和について」](#)

□ 公的機関が利用する際の権利者への補償を事後供託とする制度の導入を検討中

裁定制度に関する詳細は、「[CA1873 - 権利者不明著作物の活用促進について](#)」参照

アーカイブ連携とNDLサーチ

国立国会図書館サーチ(NDLサーチ)

- 国立国会図書館及び他機関が保有する紙・デジタル媒体等の様々な形態の情報資源の書誌・メタデータを横断的に検索
- 図書館、博物館、美術館、公文書館、民間企業等分野も問わない
- 約**100**データベース、約**1億件以上**のメタデータを検索
- 同じ書誌をグループ化し、各種の入手手段に案内
- 「外部提供インタフェース(API)」提供
- 多言語対応（日/中/韓/英）：各言語版＋翻訳機能
- スマートフォン対応
- 「国立国会図書館サーチ連携拡張に係る実施計画」（平成27年3月策定）

<http://iss.ndl.go.jp/>



国立国会図書館サーチの現状



「約100のデータベース」の内訳（代表的なもの）

国立国会図書館

- NDL-OPAC
- 国立国会図書館デジタルコレクション
- インターネット資料収集保存事業 (WARP)
- 総合目録ネットワーク(ゆにかねっと)
- レファレンス協同データベース
- リサーチ・ナビ …

博物館・美術館・公文書館

- e国宝
- 国立美術館所蔵作品総合目録検索システム
- 国立公文書館デジタルアーカイブ …

公共図書館・大学図書館デジタルアーカイブ

- 約40のデジタルアーカイブが検索可能

学術情報機関

- CiNii Articles
- CiNii Books
- JAIRO
- J-STAGE
- 人間文化研究機構統合検索システム …

その他

- Japan Knowledge
- JPO 出版情報登録センター
- 青空文庫

海外図書館

- 韓国国立中央図書館蔵書目録

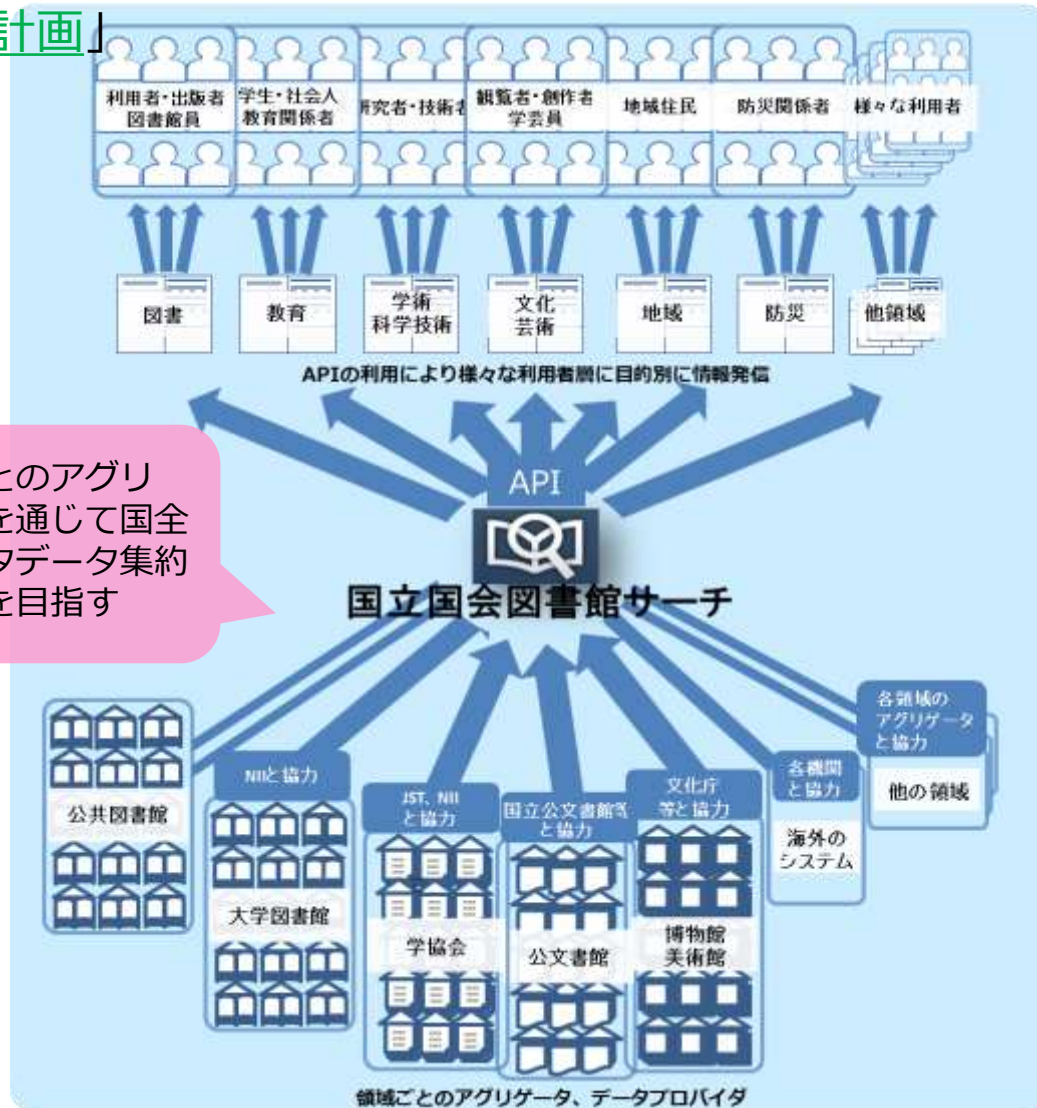
国立国会図書館サーチの現状

NDLサーチの統合検索サービス提供における連携イメージ

「NDLサーチ連携拡張に係る実施計画」

(平成27年3月策定)

- API利用により
様々な利用者層に
目的別に情報発信
- 公共図書館とは直接連携
- その他は各領域ごとの束ね役（アグリゲータ）が集約
NDLは束ね役と直接連携



「国の分野横断統合ポータル」 = NDLサーチ？

これまでの国立国会図書館サーチの機能

- 当館作成の各種データベースの横断検索の実現
- 図書館界のポータルの提供
- 学術情報を中心としたメタデータの集約、（一部の）API提供



「国の分野横断統合ポータル」になるために足りない機能

- 国全体の多種多様なコンテンツのメタデータを集約・提供し、コンテンツの利活用を促すプラットフォームの機能
- 集約したメタデータを利活用しやすい形で提供する機能
- コンテンツへの効果的なナビゲーションを可能とする検索機能

⇒国立国会図書館サーチに加えて、ジャパンサーチ(仮称)の実現へ

NDLサーチに加えてジャパンサーチ(仮称)の実現へ

国立国会図書館サーチ

NDL-DB内の統合ポータル
 = NDL-OPAC、リサーチ・ナビ、NDLデジタル
 コレクション等をまとめてサーチ
 + 本文検索サービスの提供

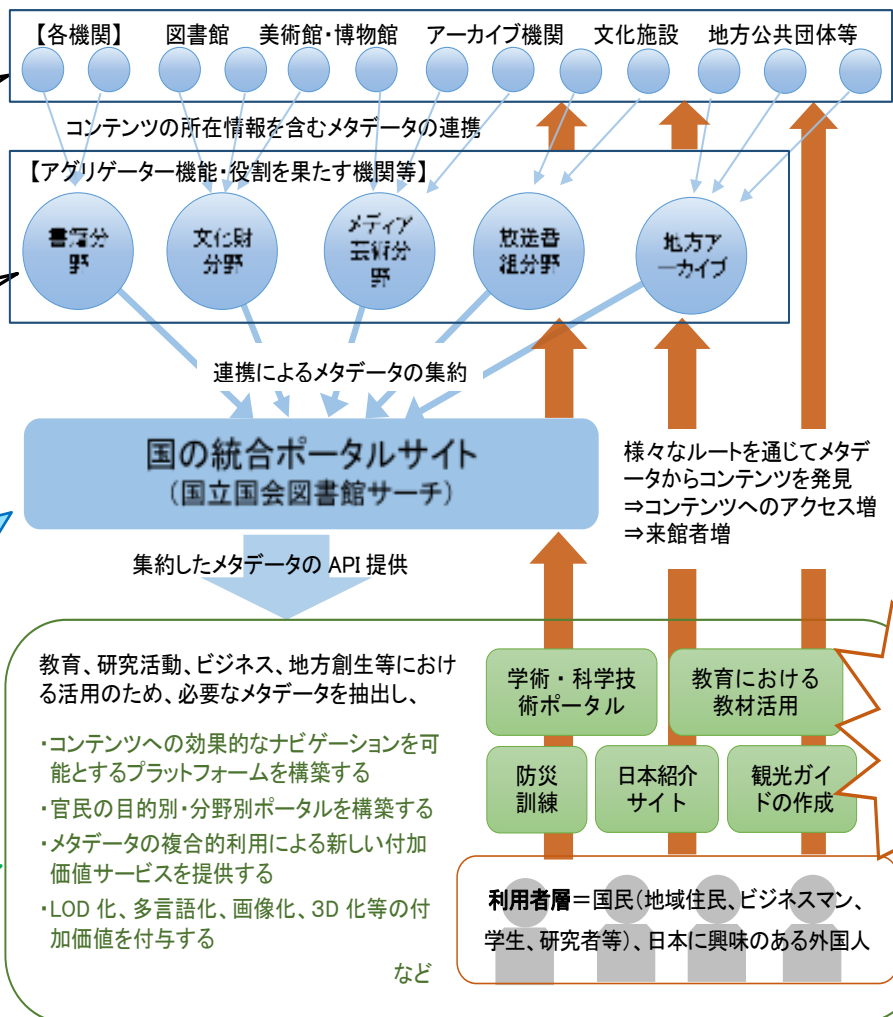
書籍等分野のアグリゲーター
 = 総合目録ゆにかねっと、CiNii、J-STAGE等と
 の連携

ジャパンサーチ (仮称)

= EuropeanaやDPLAと同様、世界に向けて
 我が国のメタデータを流通・発信できるものへ
 = 多様な分野のコンテンツへのアクセス、
 所蔵館情報をわかりやすく伝えるものへ
 = メタデータの活用がしやすいものへ

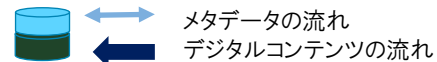
メタデータの活用

= 利活用事例：NDL東日本大震災アーカイブ等
 = 付加価値サービスの検討



2020年までの提供を目指して、**基盤整備と連携拡充が必要**

「ナショナルアーカイブ」における国立国会図書館の果たす役割 (赤枠部分)



【利用者層】= 国民（地域住民、ビジネスマン、学生、研究者等）、日本に興味のある外国人



新規ビジネス・サービスの創出

教育における教材利用

地域創生のための活用

日本文化発信サイト



＜書籍等分野の恒久的保存基盤の整備＞

- 書籍等分野の束ね役として
- ・国内電子出版物の収集・保存・提供
- ・出版物及び学術情報のメタデータ集約/API提供
- ・デジタル化の推進

新たな知の創造
経済的価値の創出

【国立国会図書館】

国の分野横断統合プラットフォーム
＝ジャパンサーチ(仮称)

＜国の分野横断統合ポータル構築＞

- ・我が国保有コンテンツのメタデータ集約/API提供
- ・全体標準化、利活用の共通ルール策定への協力

利活用促進のための基盤整備

【行政省等】

- ・アーカイブ利活用促進のための法的整備
- ・メタデータ等の利用条件整備(ガイドライン等)
- ・人材育成のための施策等

【領域ごとの束ね役(アグリゲータ)】

書籍等分野

文化財分野

メディア芸術分野

放送番組分野

地方アーカイブ

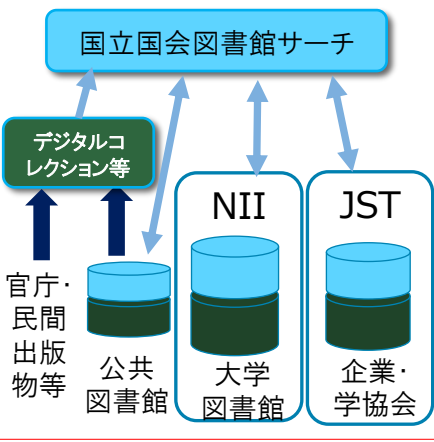
- ・(領域ごとの)メタデータ集約・API提供
- ・(領域ごとの)ポータル提供
- ・メタデータ等の標準化
- ・デジタルコンテンツの拡充
- ・コンテンツへの長期アクセス保証

恒久的保存のための基盤整備

【各機関】

図書館、官公庁、企業、美術館・博物館、文書館、文化施設、地方公共団体等

- ・所蔵目録のDB化
- ・デジタル化(コンテンツ拡充)
- ・ウェブでの公開



デジタルコンテンツの拡充のお願い

デジタルコンテンツを増やすには、

□資料デジタル化の推進

- ▶ 権利処理なしに、絶版等の貴重な資料なら、保存のためのデジタル化が可能。そのデジタル化データの館内提供も可能。

□デジタルコンテンツの保存・提供

- ▶ 住民参加によるデジタル写真等（街並み、祭り等）。

<NDLの資料デジタル化研修・手引>

◆ NDLの資料デジタル化研修をご活用ください

- ▶ 遠隔研修「資料デジタル化の基礎」 ※誰でも受講可能です。

<http://training.ndl.go.jp/course/under.html?id=47>

- ▶ 講師派遣型研修「資料のデジタル化」 ※国立国会図書館での事例紹介を交えつつ、図書館等における資料のデジタル化事業の進め方について説明します。本年度のお申込みは終了していますが、ご相談は通年で受け付けています。

http://www.ndl.go.jp/jp/library/training/guide/1214522_1485.html

◆ (参考) デジタル化の手引

<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization/guide.html>

メタデータ整備のお願い

デジタルコンテンツを広く知らしめて、アクセスを増やすためには、

- コンテンツのメタデータの整備し、データベース化
- 外部提供インターフェース（API）によるメタデータ提供

<NDLサーチの連携方針>

連携対象は、下記の4つの基準から総合的に選択

- ① コンテンツの内容
 - ◆ 学術、文化的価値等の視点
- ② 標準的な通信規約
 - ◆ **APIが装備されているものを優先**。DC-NDL（RDF）を推奨
- ③ 対象の領域
 - ◆ 図書館は直接対象とする。公共図書館、大学図書館の運営するデジタル・アーカイブは網羅的に連携
- ④ 統合検索サービス
 - ◆ 図書館以外の領域は、各領域を集約する統合検索サービス（アグリゲータ）との連携を優先

デジタルコンテンツの利活用のためのお願い

貴館が作成したデジタル化成果物について、

- 権利処理してインターネット公開へ ⇒国内外で共有が可能
- NDLにご寄贈いただき図書館送信へ ⇒図書館間で共有が可能

<NDLから図書館送信するには>

- ◆ 以下に当てはまる場合、貴館のデジタル化成果物をNDLにください。
 - NDL未所蔵であり、「絶版等資料」であること
 - NDLの収集対象の範囲であること
 - 「WARP」「eデポ」の対象ではないこと（ホームページ等で無償公開されていないこと） 等

(受入れ後の利用提供について)

- ◆ 「国立国会図書館デジタルコレクション」でNDL館内において閲覧・複写サービスを実施
- ◆ 「除外手続」を経て、図書館向け資料送信サービスで提供を開始

本日はありがとうございました。
今後ともよろしくお願いいたします。